

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の専攻の設置								
設置者	国立大学法人 三重大学								
大学の名称	三重大学大学院 (Graduate School of Mie University)								
大学本部の位置	三重県津市栗真町屋町1577								
大学の目的	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会及び国際社会における文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設研究科等の目的	<p>【医学系研究科】 本研究科は、豊かな独創性と使命感を持って医学・看護学を発展させ、地域及び国際社会において指導性を発揮する人材を養成すること、さらに、優れた研究成果を世界に発信することによって、人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>【デジタルヘルス専攻】 本専攻は、医療とデジタル技術の融合分野に関する教育研究を通じて、デジタルヘルスの推進に資する高度な専門性と実践力を備えた人材を養成するとともに、地域医療の高度化及び持続可能な医療システムの構築に貢献し、国際社会における医療の発展に寄与することを目的とする。</p>								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	医学系研究科 [Graduate School of Medicine] デジタルヘルス専攻 (M) [Division of Digital Health] 計	2年	10人	—年次人	20人	修士 (医工学) 【Master of Digital Health】	医学関係 工学関係	令和9年4月 第1年次	三重県津市江戸橋2丁目174
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	<p>医学系研究科 医科学専攻 (M) [定員減] (△7) (令和9年4月) 看護学専攻 (M) [定員減] (△3) (令和9年4月)</p> <p>工学研究科 情報工学専攻 (M) [定員増] (5) (令和9年4月)</p> <p>生物資源学研究科 生物圏生命科学専攻 (M) [定員増] (25) (令和9年4月) 資源循環学専攻 (D) [定員増] (2) (令和9年4月)</p>								
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
	医学系研究科デジタルヘルス専攻	講義	演習	実験・実習	計	30 単位			
新設分	研究科等の名称	専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
	医学系研究科 デジタルヘルス専攻	教授	准教授	講師	助教	計			
既	人文社会科学研究科 地域文化論専攻 (修士課程)	18人 (18)	19人 (19)	4人 (4)	0人 (0)	41人 (41)	0人 (0)	7人 (7)	
	社会科学専攻 (修士課程)	16人 (16)	4人 (4)	2人 (2)	0人 (0)	22人 (22)	0人 (0)	1人 (1)	
既	教育学研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	26人 (26)	11人 (11)	0人 (0)	0人 (0)	37人 (37)	0人 (0)	45人 (45)	
	医学系研究科 医科学専攻 (修士課程)	40人 (40)	40人 (40)	53人 (53)	1人 (1)	134人 (134)	0人 (0)	13人 (13)	
	看護学専攻 (博士前期課程)	10人 (10)	5人 (5)	3人 (3)	8人 (8)	26人 (26)	0人 (0)	39人 (39)	
	看護学専攻 (博士後期課程)	10人 (10)	5人 (5)	3人 (3)	2人 (2)	20人 (20)	0人 (0)	1人 (1)	
	生命医科学専攻 (博士課程)	57人 (57)	44人 (44)	58人 (58)	193人 (193)	352人 (352)	0人 (0)	33人 (33)	

設	工学研究科 機械工学専攻 (博士前期課程)	8	8	0	4	20	0	93
	電気電子工学専攻 (博士前期課程)	8	9	0	4	21	0	95
	電子情報工学専攻 (博士前期課程)	5	3	0	2	10	0	75
	応用化学専攻 (博士前期課程)	9	7	0	5	21	0	91
	建築学専攻 (博士前期課程)	6	7	0	1	14	0	77
	情報工学専攻 (博士前期課程)	9	3	3	4	19	0	76
	材料科学専攻 (博士後期課程)	20	18	0	0	38	0	0
	システム工学専攻 (博士後期課程)	25	19	3	0	47	0	0
	生物資源学研究科 資源循環学専攻 (博士前期課程)	13	12	0	0	25	0	7
	共生環境学専攻 (博士前期課程)	7	9	0	0	16	0	5
	生物圏生命科学専攻 (博士前期課程)	22	19	0	0	41	0	2
	資源循環学専攻 (博士後期課程)	13	12	0	0	25	0	2
	共生環境学専攻 (博士後期課程)	7	9	0	0	16	0	0
	生物圏生命科学専攻 (博士後期課程)	22	19	0	0	41	0	0
	地域イノベーション学研究科 地域イノベーション学専攻 (博士前期課程)	12	5	1	0	18	0	18
11		7	1	0	19	0	10	
分	計	226 (226)	166 (166)	71 (71)	223 (223)	686 (686)	0 (0)	- (-)
合計	233 (233)	167 (167)	73 (73)	226 (226)	699 (699)	0 (0)	- (-)	
職 種	専 属	そ の 他		計				
事 務 職 員	人 255 (255)	人 500 (500)		人 755 (755)				
技 術 職 員	969 (969)	704 (704)		1,673 (1,673)				
図 書 館 職 員	7 (7)	0 (0)		7 (7)				
そ の 他 の 職 員	4 (4)	98 (98)		102 (102)				
指 導 補 助 者	0 (0)	0 (0)		0 (0)				
計	1,235 (1,235)	1,302 (1,302)		2,537 (2,537)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	421,971 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	421,971 m <sup>2</sup>			
	そ の 他	106,370 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	106,370 m <sup>2</sup>			
合 計	528,341 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	528,341 m <sup>2</sup>				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	179,416 m <sup>2</sup> (179,416 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	179,416 m <sup>2</sup> (179,416 m <sup>2</sup> )				
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の 専任教員研究室				
	192 室	335 室	72 室	13 室				
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
	医学系研究科	55,319 [23,654] (55,319 [23,654])	3,993 [143] (3,993 [143])	12,760 [11,893] (12,760 [11,893])	10,785 [10,783] (10,785 [10,783])	4,763 (4,763)	0 (0)	
	計	55,319 [23,654] (55,319 [23,654])	3,993 [143] (3,993 [143])	12,760 [11,893] (12,760 [11,893])	10,785 [10,783] (10,785 [10,783])	4763 (4,763)	0 (0)	

電子図書、電子  
ジャーナルは大  
学全体の数

経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	国費による
	教員1人当り研究費等			千円	千円	千円	千円	千円	
	共同研究費等			千円	千円	千円	千円	千円	
	図書購入費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	設備購入費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
学生納付金以外の維持方法の概要									
大学等の名称 三重大学大学院									
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
【学部】		年	人	年次人	人		倍		
人文学部							1.08 《1.04》		
文化学科		4	92	3年次10	388	学士 (人文科学)	1.13 《1.08》	昭和58年度	三重県津市栗真町屋町1577
法律経済学科		4	153	3年次20	652	学士 (法律経済)	1.05 《1.02》	昭和58年度	同上
教育学部							1.04 《1.02》		
学校教育教員養成課程		4	200	—	800	学士 (教育学)	1.04 《1.02》	平成9年度	三重県津市栗真町屋町1577
医学部									
医学科		6	125	—	750	学士 (医学)	1.00	昭和47年度	三重県津市江戸橋2丁目174
看護学科		4	80	3年次10	340	学士 (看護学)	0.97	平成9年度	同上
工学部							1.10 《1.04》		
総合工学科		4	430	3年次30	1,730	学士 (工学)	1.10 《1.04》	令和元年度	三重県津市栗真町屋町1577
機械工学科		4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成3年度	同上
分子素材工学科		4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成2年度	同上
建築学科		4	—	—	—	学士 (工学)	—	昭和55年度	同上
情報工学科		4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成元年度	同上
物理工学科		4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成9年度	同上
生物資源学部							1.03 《1.03》		
生物資源学科		4	260	3年次10	790	学士 (生物資源学)	1.03 《1.03》	令和6年度	三重県津市栗真町屋町1577
資源循環学科		4	—	—	—	学士 (生物資源学)	—	平成12年度	同上
共生環境学科		4	—	—	—	学士 (生物資源学)	—	平成12年度	同上
生物圏生命化学科		4	—	—	—	学士 (生物資源学)	—	平成29年度	同上
海洋生物資源学科		4	—	—	—	学士 (生物資源学)	—	平成29年度	同上
人文社会科学研究科 (修士課程)									
地域文化論専攻		2	8	—	16	修士 (人文科学)	1.37	平成4年度	三重県津市栗真町屋町1577
社会科学専攻		2	7	—	14	修士 (社会科学)	0.78	平成4年度	同上

令和7年度入学定員増(30名)

※令和元年度学生募集停止(機械工学科、分子素材工学科、建築学科、情報工学科、物理工学科)

※令和6年度学生募集停止(資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科、海洋生物資源学科)

既設大学等の状況	教育学研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻	2	25	50	教職修士 (教育学)	1.06	令和3年度	三重県津市栗真町屋町1577
	医学系研究科 (修士課程) 医科学専攻	2	12	24	修士 (医科学)	0.91	平成13年度	三重県津市江戸橋2丁目174
	(博士前期課程) 看護学専攻	2	11	22	修士 (看護学)	0.86	平成14年度	同上
	(博士課程) 生命医科学専攻	3	45	180	博士 (医学)	0.92	平成15年度	同上
	(博士後期課程) 看護学専攻	3	3	9	博士 (看護学)	1.88	平成28年度	同上
	工学研究科 (博士前期課程) 機械工学専攻	2	55	110	修士 (工学)	1.18	令和5年度	三重県津市栗真町屋町1577
	電気電子工学専攻	2	45	90	修士 (工学)	1.16	令和5年度	同上
	電子情報工学専攻	2	10	20	修士 (工学)	1.10	令和5年度	同上
	応用化学専攻	2	56	112	修士 (工学)	1.14	令和5年度	同上
	建築学専攻	2	20	40	修士 (工学)	1.12	令和5年度	同上
	情報工学専攻	2	30	60	修士 (工学)	1.26	令和5年度	同上
	(博士後期課程) 材料科学専攻	3	6	18	博士 (工学)	1.22	平成7年度	同上
	システム工学専攻	3	10	30	博士 (工学)	0.90	平成7年度	同上
	生物資源学研究科 (博士前期課程) 資源循環学専攻	2	23	46	修士 (生物資源学)	1.13	平成16年度	三重県津市栗真町屋町1577
	共生環境学専攻	2	26	52	修士 (生物資源学)	1.13	平成16年度	同上
	生物圏生命科学専攻	2	39	78	修士 (生物資源学)	1.75	平成16年度	同上
	(博士後期課程) 資源循環学専攻	2	4	12	博士 (学術)	2.16	平成18年度	同上
	共生環境学専攻	3	4	12	博士 (学術)	1.41	平成18年度	同上
	生物圏生命科学専攻	3	4	12	博士 (学術)	1.33	平成18年度	同上
	地域イノベーション学研究科 (博士前期課程) 地域イノベーション学専攻	2	15	30	修士 (学術)	1.20	平成21年度	三重県津市栗真町屋町1577
	(博士後期課程) 地域イノベーション学専攻	3	6	18	修士 (学術)	2.05	平成21年度	同上

附属施設の概要	<p>名称：教育学部附属小学校          目的：児童の心身の発達に応じて、初等普通教育を施す。          所在地：三重県津市観音寺町359          設置年月：昭和24年5月設置          規模等：土地 90,987㎡（小・中・特・幼 合わせて） 建物 6,283㎡</p>	
	<p>名称：教育学部附属中学校          目的：生徒の心身の発達に応じて、中等普通教育を施す。          所在地：三重県津市観音寺町471          設置年月：昭和24年5月設置          規模等：土地 90,987㎡（小・中・特・幼 合わせて） 建物 5,686㎡</p>	
	<p>名称：教育学部附属特別支援学校          目的：知的障害者に対して小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す。          所在地：三重県津市観音寺町484          設置年月：昭和24年5月設置          規模等：土地 90,987㎡（小・中・特・幼 合わせて） 建物 3,396㎡</p>	
	<p>名称：教育学部附属幼稚園          目的：幼児を保育し適当な環境を与えて心身の発達を助長する。          所在地：三重県津市観音寺町523          設置年月：昭和24年5月設置          規模等：土地 90,987㎡（小・中・特・幼 合わせて） 建物 1,038㎡</p>	
	<p>名称：医学部附属病院          目的：患者の診療を通じ、医学の教育・研究を行う。          所在地：三重県津市江戸橋2丁目174          設置年月：昭和48年10月国立移管          規模等：土地 67,346㎡ 建物 77,729㎡</p>	
	<p>名称：生物資源学研究科附属練習船勢水丸          目的：海洋科学に関する実験、実習及び研究調査等を行う。          所在地：三重県松阪市大口町字築地1819-18（実習船基地）          設置年月：昭和55年7月竣工（現船：平成21年1月竣工）          規模等：総トン数 319t</p>	
	<p>名称：生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター          附帯施設農場、附帯施設演習林、附帯施設水産実験所          目的：循環型社会の実現、自然との共生、自然環境の保全、多様な生物資源の持続的利用に関する教育・研究を行う。          所在地：附帯施設農場 三重県津市高野尾町2072-2          附帯施設演習林 三重県津市美杉町川上2735          附帯施設水産実験所 三重県鳥羽市小浜町641-9          設置年月：平成14年4月改組・設置          規模等：附帯施設農場 土地 353,179㎡ 建物 8,878㎡          附帯施設演習林 土地 4,569,562㎡ 建物 1,383㎡          附帯施設水産実験所 土地 1,299㎡ 建物 621㎡</p>	

(注)

- 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人三重大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>三重大学</b>				<b>三重大学</b>				
人文学部		3年次		人文学部		3年次		
文化学科	92	10	388	文化学科	92	10	388	
法律経済学科	153	20	652	法律経済学科	153	20	652	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	200	—	800	学校教育教員養成課程	200	—	800	
医学部				医学部				
医学科	125	—	750	医学科	105	—	730	臨時定員増終了による定員変更のため
看護学科	80	10	340	看護学科	80	10	340	
工学部				工学部				
総合工学科	430	35	1,790	総合工学科	430	35	1,790	
生物資源学部				生物資源学部				
生物資源学科	260	10	1,060	生物資源学科	260	10	1,060	
計	1,340	85	5,780	計	1,320	85	5,760	
<b>三重大学大学院</b>				<b>三重大学大学院</b>				
人文社会科学研究科				人文社会科学研究科				
地域文化論専攻(M)	8	—	16	地域文化論専攻(M)	8	—	16	
社会科学専攻(M)	7	—	14	社会科学専攻(M)	7	—	14	
教育学研究科				教育学研究科				
教職実践高度化専攻(P)	25	—	50	教職実践高度化専攻(P)	25	—	50	
医学系研究科				医学系研究科				
医科学専攻(M)	12	—	24	医科学専攻(M)	5	—	10	定員変更(Δ7)
看護学専攻(M)	11	—	22	デジタルヘルス専攻(M)	10	—	20	専攻の設置(認可または届出)
看護学専攻(D)	3	—	9	看護学専攻(M)	8	—	16	定員変更(Δ3)
生命医科学専攻(D)(4年制)	45	—	180	看護学専攻(D)	3	—	9	
工学研究科				生命医科学専攻(D)(4年制)	45	—	180	
機械工学専攻(M)	55	—	110	工学研究科				
電気電子工学専攻(M)	45	—	90	機械工学専攻(M)	55	—	110	
電子情報工学専攻(M)	10	—	20	電気電子工学専攻(M)	45	—	90	
応用化学専攻(M)	56	—	112	電子情報工学専攻(M)	10	—	20	
建築学専攻(M)	20	—	40	応用化学専攻(M)	56	—	112	
情報工学専攻(M)	30	—	60	建築学専攻(M)	20	—	40	
材料科学専攻(D)	6	—	18	情報工学専攻(M)	35	—	70	定員変更(5)
システム工学専攻(D)	10	—	30	材料科学専攻(D)	6	—	18	
生物資源学研究科				システム工学専攻(D)	10	—	30	
資源循環学専攻(M)	23	—	46	生物資源学研究科				
共生環境学専攻(M)	26	—	52	資源循環学専攻(M)	23	—	46	
生物圏生命科学専攻(M)	39	—	78	共生環境学専攻(M)	26	—	52	
資源循環学専攻(D)	4	—	12	生物圏生命科学専攻(M)	64	—	128	定員変更(25)
共生環境学専攻(D)	4	—	12	資源循環学専攻(D)	6	—	18	定員変更(2)
生物圏生命科学専攻(D)	4	—	12	共生環境学専攻(D)	4	—	12	
地域イノベーション学研究科				生物圏生命科学専攻(D)	4	—	12	
地域イノベーション学専攻(M)	15	—	30	地域イノベーション学研究科				
地域イノベーション学専攻(D)	6	—	18	地域イノベーション学専攻(M)	15	—	30	
計	464		1,055	地域イノベーション学専攻(D)	6	—	18	
				計	496		1,121	

### 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設学部等における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
医学系研究科 医科学専攻(M)	修士 (医科学)	医学	医科学専攻	133	40	医学系研究科 医科学専攻(M)	修士 (医科学)	医学	医科学専攻	133	40
			デジタルヘルス専攻	11	7						
			計	144	47				計	133	40
工学研究科 機械工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	機械工学専攻	20	8	医学系研究科 デジタルヘルス専攻(M)	修士 (医工学)	医学 工学	医科学専攻	11	7
									その他	2	0
			計	20	8				計	13	7
工学研究科 電気電子工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	電気電子工学専攻	21	8	工学研究科 機械工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	機械工学専攻	20	8
			計	21	8				計	20	8
工学研究科 電子情報工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	電子情報工学専攻	10	5	工学研究科 電気電子工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	電気電子工学専攻	21	8
			計	10	5				計	21	8
工学研究科 応用化学専攻(M)	修士 (工学)	工学	応用化学専攻	21	9	工学研究科 電子情報工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	電子情報工学専攻	10	5
			計	21	9				計	10	5
工学研究科 建築学専攻(M)	修士 (工学)	工学	建築学専攻	14	6	工学研究科 応用化学専攻(M)	修士 (工学)	工学	応用化学専攻	21	9
			計	14	6				計	21	9
工学研究科 情報工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	情報工学専攻	19	9	工学研究科 建築学専攻(M)	修士 (工学)	工学	建築学専攻	14	6
			計	19	9				計	14	6
					工学研究科 情報工学専攻(M)	修士 (工学)	工学	情報工学専攻	19	9	
								計	19	9	

## 基 礎 と な る 学 部 等 の 改 編 状 況

開設又は 改編時期	改 編 内 容 等	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手 続 きの 区 分
昭和53年4月	大学院工学研究科修士課程 設置 (機械工学専攻、機械材料工学専攻、電気工学専攻、工業化学専攻)	工学関係	設置認可(研究科)
昭和54年4月	工学研究科電子工学専攻 設置	工学関係	設置認可(専攻)
平成5年4月	工学研究科情報工学専攻 設置	工学関係	設置認可(専攻)
平成7年4月	工学研究科博士後期課程設置に際し、 機械工学専攻、電気電子工学科専攻、分子素材工学専攻 設置(博士前期課程)	工学関係	設置認可(研究科)
平成7年4月	工学研究科機械材料工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、工業 化学専攻、資源化学専攻の学生募集停止	工学関係	学生募集停止(研究科)
平成13年4月	医学系研究科医科学専攻設置	医学関係	設置認可(専攻)
令和5年4月	工学研究科機械工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、建築 学専攻、情報工学専攻 設置	工学関係	設置届出(専攻)
令和5年4月	工学研究科機械工学専攻、電気電子工学専攻、分子素材工学専攻、 建築学専攻、情報工学専攻、物理工学専攻の学生募集停止	工学関係	学生募集停止(専攻)
令和7年4月	工学研究科電子情報工学専攻 設置	工学関係	設置届出(専攻)
令和9年4月	医学系研究科デジタルヘルス専攻 設置	医学関係	認可又は届出(専攻)

教 育 課 程 等 の 概 要																
(医学系研究科デジタルヘルス専攻)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		専 任 教 員 以 外 の 教 員
必修 科目	デジタルヘルス概論	1・前	/	2			○			1			1			※演習
	ヘルスケアインテリジェンス演習	1・前		2				○		1		1	1	1		
	医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後		2				○		2		2	1		3	
	知的財産・研究インテグリティ・ELSI	1・前		2				○		2					2	
	小計（4科目）	—		—	8	0	0	—	—	5	0	2	3	0	6	
医学系 選択 科目	臨床医学概論（デジタルヘルス）	1・後	/		2		○								1	※演習
	デジタルヘルスと医療・社会システム	1・後			2		○			1				1		
	病院情報システム	1・前			2		○				1					
	小計（3科目）	—		—	0	6	0	—	—	1	0	1	0	0	2	
工学系 選択 科目	統計・機械学習基礎論	1・前	/		2		○								2	※演習
	デジタルインテリジェンス特論	1・前			2		○				1				1	
	デジタルヘルスソリューション演習	1・後			2			○			1				2	
	ウェアラブル・IoTシステム特論	1・後			2		○								1	
	情報セキュリティ特論	2・前			2		○								1	
	小計（5科目）	—		—	0	10	0	—	—	0	1	0	0	0	4	
共通 選択 科目	製品開発戦略とプロダクトマネジメント	2・前	/		2		○			1			1		1	※演習
	国際医療情報規格と相互運用性	1・後			2		○								1	
	デジタルヘルスビジネス戦略	2・前			2		○			1					2	
	事業計画演習	2・後			2			○		1						
	小計（4科目）	—		—	0	8	0	—	—	1	0	0	1	0	2	
研究 科目	デジタルヘルス実践実習Ⅰ	1・通年	/		2				○	6						
	デジタルヘルス実践実習Ⅱ	2・通年			2				○	6						
	デジタルヘルス特別研究Ⅰ	1・通年			4				○	6						
	デジタルヘルス特別研究Ⅱ	2・通年			4				○	6						
	小計（4科目）	—		—	12	0	0	—	—	6	0	0	0	0	0	
合計（20科目）		—	—	20	24	0	—	—	7	1	2	3	0	13		
学位又は称号		修士（医工学）			学位又は学科の分野			医学関係、工学関係								
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等									
<p>&lt;修了要件&gt;デジタルヘルス専攻に2年以上在学し、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。</p> <p>&lt;単位修得要件&gt;修了に必要な単位は 30単位以上 とし、以下の区分から所定の単位を修得する。（必修科目：8単位、共通選択科目：2単位以上、研究科目（デジタルヘルス実践実習Ⅰ・Ⅱ、特別研究Ⅰ・Ⅱ）：12単位（必修））</p> <p>さらに、学生のバックグラウンドに応じて、次の選択必修を定める。</p> <p>【工学系のバックグラウンドを持つ学生】医学系選択科目：4単位以上、工学系選択科目：2単位以上</p> <p>【医療系のバックグラウンドを持つ学生】工学系選択科目：4単位以上、医学系選択科目：2単位以上</p> <p>&lt;履修方法&gt;デジタルヘルス実践実習Ⅰ及びデジタルヘルス特別研究Ⅰは1年次に、デジタルヘルス実践実習Ⅱ及びデジタルヘルス特別研究Ⅱは2年次に履修すること。</p>							1学年の学期区分		2期							
							1学期の授業期間		15週							
							1時限の授業の標準時間		90分							

教 育 課 程 等 の 概 要															
既設の研究科（医学系研究科医科学専攻）															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
必修 科目	医科学概論	1・前	/	2			○			4	3	2	1		
	人体形態学	1・前		2			○			2		2			1
	人体機能学	1・前		2			○			2	2		1		1
	病理・病態学	1・後		2			○			1		1	1		
	社会医学	1・後		2			○			3	3	1	1		3
	臨床医学概論	1・後		2			○			10	3	1	1		
	医科学演習Ⅰ	1・通年		4				○		40					
	医科学演習Ⅱ	2・通年		4				○		40					
	医科学特別研究Ⅰ	1・通年		4				○		40					
	医科学特別研究Ⅱ	2・通年		4				○		40					
小計（10科目）		—	—	28	0	0	—			182	11	7	5		5
選択 科目	医科学特論Ⅰ	1・前	/		1		○			3	4	2	1		
	医科学特論Ⅱ	1・前			1		○			7	2	1			
	創薬科学	1・前			1		○			1					
	先端医学医療セミナー	1・通年			2		○			40					
	国際保健医療概論	1・前			2		○			1					
	実地疫学	1・前			2		○			1	1				
	予防接種	1・後			2		○			2					7
	医療リアルワールドデータ概論	1・前			2		○			1			1		2
	小計（8科目）			—	—	0	13	0	—			56	7	3	2
合計（18科目）		—	—	28	13	0	—			238	18	10	7		14
学位又は称号		修士（医科学）			学位又は学科の分野				医学関係						
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等							
<修了要件>医科学専攻に2年以上在学し、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を在学期間に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。 <単位修得要件>修了に必要な単位は必修科目28単位と選択科目から2単位以上の30単位以上とする。 <履修方法>医科学演習Ⅱ及び医科学特別研究Ⅱは2年次に、それ以外の科目は2年次までに履修すること。								1学年の学期区分				2期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業の標準時間				90分			

教育課程等の概要																
既設の研究科(工学研究科情報工学専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任教員以外の教員
研究科共通科目	知的財産権出願特論	1前			1		○								2	集中
	ISO学特論	1後			1		○								1	
	工学展望特論(社会人向け)	1・2前			2		○			8	3	3				
	ベンチャービジネス特論	1後			1		○								5	
	論文発表演習	1・2通			1			○		8	3	3				
	企画力養成演習	1後			1			○							2	
	大学院・国内インターンシップ	1・2通			2				○	8	3	3				
	大学院・長期インターンシップ	1・2通			3				○	8	3	3				
	デジタル技術活用基礎論	1後			2				○	2					5	
	小計(9科目)	—			14			—		8	3	3			15	
国際教育科目	国際特別講義Ⅰ	1・2通			1		○			8	3	3				
	国際特別講義Ⅱ	1・2通			1		○			8	3	3				
	国際会議発表演習	1・2通			1			○		8	3	3				
	学術英語論文発表	1・2通			1				○	8	3	3				
	国際インターンシップ	1・2通			3				○	8	3	3				
	短期留学	1・2通			3				○	8	3	3				
小計(6科目)	—			10			—		8	3	3					
専攻指定科目	数理情報学特論	1・2後			2		○			1						隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ特論	1・2後			2		○			1						隔年
	情報ネットワーク特論	1・2前			2		○			1						隔年
	知能化システム特論	1・2前			2		○			1						隔年
	ヒューマン・インタフェース特論	1・2前			2		○			1						隔年
	信号計測システム特論	1・2後			2		○			1						隔年
	情報工学特別演習Ⅰ	1・2後			1			○		8	3	3				隔年共同
小計(7科目)	—			13			—		8	3	3					
研究領域教育科目	数理情報学演習Ⅰ	1・2前			1			○		1						隔年
	数理情報学演習Ⅱ	1・2後			1			○		1						隔年
	計算モデル特論	1・2前	○		2		○					1				隔年
	計算モデル演習Ⅰ	1・2前			1			○				1				隔年
	計算モデル演習Ⅱ	1・2後			1			○				1				隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ演習Ⅰ	1・2前			1			○		1						隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ演習Ⅱ	1・2後			1			○		1						隔年
	並列ソフトウェア特論	1・2前	○		2		○					1				隔年
	並列ソフトウェア演習Ⅰ	1・2前			1			○				1				隔年
	並列ソフトウェア演習Ⅱ	1・2後			1			○				1				隔年
	情報ネットワーク演習Ⅰ	1・2前			1			○		1						隔年
	情報ネットワーク演習Ⅱ	1・2後			1			○		1						隔年
	通信信号処理特論	1・2後	○		2		○				1					隔年
	通信信号処理演習Ⅰ	1・2前			1			○			1					隔年
	通信信号処理演習Ⅱ	1・2後			1			○			1					隔年
	知能化システム演習Ⅰ	1・2前			1			○		1	1					隔年
	知能化システム演習Ⅱ	1・2後			1			○		1	1					隔年
	信号計測システム演習Ⅰ	1・2前			1			○		1						隔年
	信号計測システム演習Ⅱ	1・2後			1			○		1						隔年
	IoTシステム特論	1・2前	○		2		○				1					隔年
	IoTシステム演習Ⅰ	1・2前			1			○			1					隔年
	IoTシステム演習Ⅱ	1・2後			1			○			1					隔年
	データサイエンス特論	1・2前	○		2		○				1					隔年
	データサイエンス演習Ⅰ	1・2前			1			○			1					隔年
データサイエンス演習Ⅱ	1・2後			1			○			1					隔年	
マルチエージェントシステム特論	1・2後	○		2		○				1					隔年	
マルチエージェントシステム演習Ⅰ	1・2前			1			○			1					隔年	

	マルチエージェントシステム演習Ⅱ	1・2後		1		○			1							隔年
	ヒューマン・インタフェース演習Ⅰ	1・2前		1		○		1	1							隔年
	ヒューマン・インタフェース演習Ⅱ	1・2後		1		○		1	1							隔年
	医用画像処理特論	1・2後	○	2		○			1							隔年
	医用画像処理演習Ⅰ	1・2前		1		○			1							隔年
	医用画像処理演習Ⅱ	1・2後		1		○			1							隔年
	XRテクノロジー特論	1・2後	○	2		○			1							隔年
	XRテクノロジー演習Ⅰ	1・2前		1		○			1							隔年
	XRテクノロジー演習Ⅱ	1・2後		1		○			1							隔年
	情報工学特別講義AⅠ	1・2通		2		○							4			隔年
	情報工学特別講義AⅡ	1・2通		2		○							4			隔年
	小計(38科目)	—		8	40	—		8	3	3	0	0	4			
創 成 工 学 教 育 科 目	生産管理論特論Ⅰ	1前		2		○							1			
	生産管理論特論Ⅱ	1後		2		○							1			
	ものづくり管理工学特論	1前		2		○							1			
	実践企業学	1前		1		○							1			
	造船工学特論	1後		2		○							12			
	先輩から学ぶ先端科学技術	1後		2		○		1					8			オムニバス
	産学官連携創成工学演習	1前		1		○							4			
	機械設計製作法特論及び演習・実習	1通		4			○						6			オムニバス
	電気システム設計演習	1・2前		2		○							3			共同
	環境創成実践特論	1前		2		○							1			
	材料創成工学特論	1前		2		○							2			
	建築学特別制作	1・2通		1			○						2			
	建築学特別調査	1・2通		1			○						12			
	情報創成工学特論	2後		2		○		8	3	3						
小計(14科目)	—			26		—	8	3	3	0	0	48				
特 別 研 究	情報工学特別研究Ⅰ	1前		2				8	3	3						
	情報工学特別研究Ⅱ	1後		2				8	3	3						
	情報工学特別研究Ⅲ	2前		2				8	3	3						
	情報工学特別研究Ⅳ	2後		2				7	6	3						
小計(4科目)	—		8		—	8	3	3	0	0	0					
合計(78科目)		—		16	103	0	—	8	3	3	0	0				
学位又は称号	修士(工学)			学位又は学科の分野				工学								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
<p>工学研究科の教育体制は、「専攻」に加えて工学研究科独自で「プログラム」を定めている。同じ専攻でもプログラム別に、博士前期課程の異なる修了要件を定めている。工学研究科の入学は、大学院入学時に指導教員と相談の上、3つのプログラム「研究領域プログラム」「創成工学プログラム」「国際プログラム」から1つ選択する。「研究領域プログラム」は、主に研究に関する高度専門技術を体系的に修得する科目を多く履修し、「創成工学プログラム」は、主に企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」は、主に国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」における国際対応科目は、英語のみで講義や演習を受講でき、日本語が理解できなくても単位を取得可能な科目を示す。</p> <p>(1) 2年以上在学し、選択した研究領域プログラムあるいは、創成工学プログラム、国際プログラムで次のとおり単位を修得する。          &lt;&lt;研究領域プログラム&gt;&gt;          専攻指定科目を4単位以上、研究科共通科目を2単位以上、国際教育科目を2単位以上、研究領域教育科目を8単位以上(特論4単位以上、演習2単位以上)、創成工学教育科目を2単位以上、特別研究8単位を修得し、修得単位数の合計が30単位以上であること。          &lt;&lt;創成工学プログラム&gt;&gt;          専攻指定科目を4単位以上、研究科共通科目を1単位以上、国際教育科目を2単位以上、研究領域教育科目を4単位以上(特論2単位以上、演習2単位以上)、創成工学教育科目を5単位以上、特別研究8単位を修得し、修得単位数の合計が30単位以上であること。          &lt;&lt;国際プログラム&gt;&gt;          専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から2単位以上、研究領域教育科目を12単位以上(特論8単位以上、演習4単位以上)、特別研究8単位修得し、修得単位数の合計が30単位以上となること。ただし、合計30単位の中には、国際対応科目を12単位以上含む必要がある。</p> <p>(2) 必要な研究指導(研究倫理教育を含む)を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格する。</p> <p>(3) 国際会議などで英語による研究発表を行う。</p>								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要				
(医学系研究科デジタルヘルス専攻)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
必修科目	デジタルヘルス概論		医療DXとは何か、医療分野におけるDXに必要な基礎的な知識は何かについて知るとともに、医療DX推進のために必要不可欠となる病院内外のデータ連携や、医療データガバナンス、デジタルヘルスに係る倫理及び医療倫理の基礎やプライバシーに関する法規制について学び、ヘルスアプリおよびデジタル治療の基礎を習得する。	
	ヘルスケアインテリジェンス演習		データサイエンスの基礎となる統計解析の基礎、ならびに病院情報システムの仕組み、電子カルテシステムからのデータ抽出法、レセプト情報・特定健診等情報データベースの取り扱い法の基礎をハンズオンを通じて学ぶ。	
	医療従事者から学ぶ医療現場の課題		実際の病院などで勤務する医療従事者をゲストスピーカーとして招聘し、医療DXの推進という観点から医療現場における現状と課題点について講義していただく。学生はこれらの課題点に関する解決策をグループワーク等を通して提案する演習型の授業。	
	知的財産・研究インテグリティ・ELSI		特許、商標・意匠登録などの知的財産に関する知識を習得する。また、研究全般に係る公正性や研究倫理の基本についても理解する。プライバシー保護を含めたデジタルヘルスにおける専門的・倫理的な法的規制についても学び、これらの基準を遵守しながら医療情報を取り扱う能力を養う。	
医学系選択科目	臨床医学概論（デジタルヘルス）		実際の病院（各診療科）における診療のプロセスや電子カルテへの記載方法、検査や手術の違いなど各診療科の違いについて学び、現場のニーズに則したDX実現のための基礎的な知識を習得する。またデジタル診断の範囲や能力、制約について理解し、効率的活用のための能力を養う。	
	デジタルヘルスと医療・社会システム		本講義では、デジタルヘルスを医療や介護、公衆衛生、産業、行政、市民社会といった幅広い社会の仕組みの中で捉え、技術がどのように意思決定や医療のあり方を変えていくのかを学ぶ。データ駆動型医療や個別化医療、患者中心医療、PHR、市民・患者参加、公平性やプライバシー保護の視点を通じて、デジタル技術を用いた医療・健康分野のよりよい社会の姿を考える力を養う。	
	病院情報システム		病院情報システムの基礎について習得する。ここではクラウドを含む病院情報システムのアーキテクチャやその運用方法、現在の課題等について理解する。医療機関のデータガバナンス基準に従って医療データを効率的に管理する方法を学ぶ。基本医療情報技師と同等程度の知識の習得を目指す。	
工学系選択科目	統計・機械学習基礎論		データサイエンスや機械学習、人工知能の基礎となる数理統計や多変量解析の各手法の理論とその応用について習得する。また、基礎的な分類やクラスタリング手法とその理論について、数理的な観点から学ぶことで、DXにおける計算論的思考を習得する。	
	デジタルインテリジェンス特論		AIの基礎となる深層学習に係る各手法の基礎理論やネットワークアーキテクチャ、長所や短所といった特徴について理解する。深層型ニューラルネットや生成AIなど現在のAIの動向と（倫理的を含む）課題についても学び、上記技術分野の範囲や医療システムの成果向上への活用について理解する。	
	デジタルヘルスソリューション演習		デジタルインテリジェンス特論にて学んだ知識に基づいて、統計解析やAI、機械学習アルゴリズムのPythonによる実装をハンズオンを通じて習得する。人間中心設計およびシステム思考に基づいてデジタルヘルスソリューションの開発・評価に関する能力を養う。	

	ウェアラブル・IoTシステム特論		この特論では、医療DXに必要な不可欠となるウェアラブルデバイスやIoTシステムに関する基礎知識（ハードウェア、ソフトウェア、通信技術など）について理解する。また、データの活用技術やIoTにおける情報セキュリティ、医療現場における活用事例について学ぶ。	
	情報セキュリティ特論		実際の病院情報システムにおけるサイバー攻撃に対応するために必要となるセキュリティ技術について、実例を踏まえながら幅広く学ぶ。ヘルスケアにおけるデジタルインテリジェンスの適用の際に生じるサイバーリスクや自身の重要な役割について学ぶ。	
共通 選択 科目	製品開発戦略とプロダクトマネジメント		実際の医療機器あるいは医療システム系企業にて研究開発に携わる技術者を外部講師として招聘し、製品開発における開発戦略の立案方法やマネジメント法について学ぶ。講義を通して、デジタルヘルスソリューションを開発する能力やプロジェクトマネジメントに係る能力を養う。	
	国際医療情報規格と相互運用性		国際的な医療DXと医療情報交換の標準規格（FHIR、DICOM、OMOP等）を学ぶ。医療データの相互運用性やガバナンス、プライバシー保護を理解し、データ管理・交換の実践スキルを習得する。電子カルテや医療システムの統合を通じて、デジタル医療の発展と国際的な医療情報共有の可能性を探求する。	
	デジタルヘルスビジネス戦略		デジタルヘルスに係るビジネスモデルと経営戦略を学ぶ。AI、IoT、遠隔医療、PHRなどの最新技術を活用した医療DXの動向について理解するとともに、市場参入戦略や規制への対応について理解する。成功事例や資金調達戦略の分析等のグループワークを通じてデジタルヘルス事業の企画・運営スキルを習得する。	
	事業計画演習		本演習では、学生とともに新規事業の立ち上げを想定し、事業計画の策定を実践的に行う。課題設定、仮説構築、ユーザーヒアリング、概念実証などを通じて、事業の実現可能性を検証する。最終的には、投資家へのピッチまたはメンタリングを想定した事業計画の完成を目指し、研究や技術を社会実装につなげるプロセスを学ぶ。	
研究 科目	デジタルヘルス実践実習Ⅰ		実際の研究開発プロジェクトに参画し、医療分野におけるDXの考え方や実現方法などについて、プロジェクトベース型の実習を通じて学ぶ。参画するプロジェクトについては、大学病院内で進められているDXに関するプロジェクトや、県内の医療機関と連携して進めているものを活用する。	
	デジタルヘルス実践実習Ⅱ		実際の研究開発プロジェクトに参画し、医療分野におけるDXの考え方や実現方法などについて、プロジェクトベース型の実習を通じて学ぶ。参画するプロジェクトについては、大学病院内で進められているDXに関するプロジェクトや、県内の医療機関と連携して進めているものを活用する。	

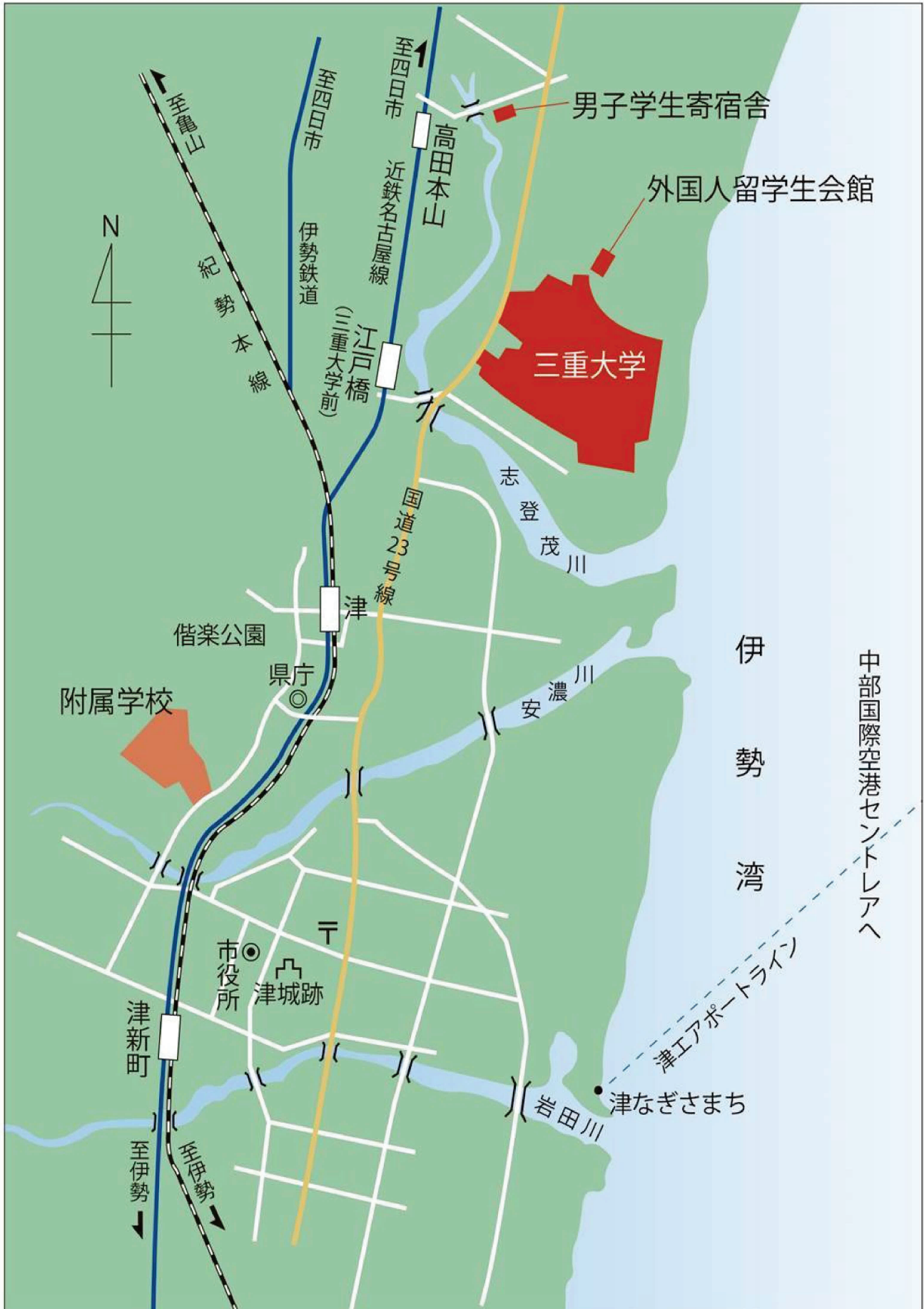
デジタルヘルス特別研究 I		<p>(概要) デジタルヘルス分野の諸課題について、デジタルヘルス実践実習を通じて得られたプロジェクト成果を基に、論文指導を行う。</p> <p>(北川覚也) 医療機関間および医療機関と患者間における情報連携に関する課題を対象とし、デジタルヘルス技術を活用した分析および解決策の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(近藤峰生) 眼科分野におけるデジタル画像（眼底写真、眼底自発蛍光、および網膜の光干渉断層像等）を用いた、AIによる疾患の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。</p> <p>(成島三長) デジタルクローン技術を用いて、形成外科における先端医療技術（マイクロサージャリー等）の技術指導AIの構築と実装に関する研究指導を行う。</p> <p>(河口浩介) 乳癌診療の個別化と高度化を目指し、乳腺病理、画像、臨床情報を統合したデジタルヘルスに関する研究指導を行う。</p> <p>(奥川喜永) 消化管悪性腫瘍におけるカルテ情報の臨床情報や画像情報などを用いた、がん患者の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。</p> <p>(川口晃司) 手術支援ロボットを利用した遠隔手術に関する研究指導を行う。</p>	
デジタルヘルス特別研究 II		<p>(概要) デジタルヘルス分野の諸課題について、デジタルヘルス実践実習を通じて得られたプロジェクト成果を基に、論文指導を行う。</p> <p>(北川覚也) 医療機関間および医療機関と患者間における情報連携に関する課題を対象とし、デジタルヘルス技術を活用した分析および解決策の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(近藤峰生) 眼科分野におけるデジタル画像（眼底写真、眼底自発蛍光、および網膜の光干渉断層像等）を用いた、AIによる疾患の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。</p> <p>(成島三長) デジタルクローン技術を用いて、形成外科における先端医療技術（マイクロサージャリー等）の技術指導AIの構築と実装に関する研究指導を行う。</p> <p>(河口浩介) 乳癌診療の個別化と高度化を目指し、乳腺病理、画像、臨床情報を統合したデジタルヘルスに関する研究指導を行う。</p> <p>(奥川喜永) 消化管悪性腫瘍におけるカルテ情報の臨床情報や画像情報などを用いた、がん患者の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。</p> <p>(川口晃司) 手術支援ロボットを利用した遠隔手術に関する研究指導を行う。</p>	

# 位置図

## ■三重県内



# ■津市内





### 津駅から

津駅東口バスのりば「4番」から三重交通バスで、「白塚駅」(06系統)、「三重病院」(51系統)、「椋本(むくもと)」(52系統)、「豊が丘」(52系統)、「サイエンスシティ」(52系統)、「東豊野」(53系統)、「高田高校前」(56系統)行きで、「三重大学前」下車。(附属病院、医学部、工学部へは「大学病院前」下車。)

津駅からタクシーで約10分

江戸橋駅(三重大学前)から

徒歩で約15分(近鉄電車「特急」は停車しません。バス停やタクシー乗り場がないため、基本的に徒歩で大学へお越しいただくことになります。)

中部国際空港(セントレア)から

津エアポートライン(船)で津なぎさまちへ45分

「津なぎさまち」から三重交通バスで「津駅前」まで約15分

「津なぎさまち」からタクシーで三重大学まで約15分

# 上浜団地配置図



— 図面 4 —

## 三重大学大学院学則（案）

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第2条の2)
  - 第2章 組織(第3条—第6条の2)
  - 第3章 大学教員組織(第7条)
  - 第4章 運営組織(第8条—第9条の4)
  - 第5章 学年，学期及び休業日(第10条)
  - 第6章 標準修業年限及び在学期間(第11条—第13条)
  - 第7章 入学(第14条—第22条)
  - 第8章 教育課程(第23条—第28条の3)
  - 第9章 休学，留学，転学，退学及び除籍(第29条—第35条)
  - 第10章 課程の修了及び学位(第36条—第46条)
  - 第11章 教育職員免許(第47条)
  - 第12章 賞罰(第48条)
  - 第13章 科目等履修生，特別聴講学生，研究生，特別研究学生及び委託生(第49条—第53条)
  - 第14章 検定料，入学料及び授業料(第54条—第58条の2)
  - 第15章 雑則(第59条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この学則は，国立大学法人三重大学学則(以下「本学学則」という。)第3条第2項の規定に基づき，三重大学大学院(以下「大学院」という。)について必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，地域社会及び国際社会における文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条の2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，各研究科において，別に定める。

### 第2章 組織

#### (研究科及び課程)

第3条 大学院に，次の研究科及び課程を置く。

人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学系研究科	修士課程
	博士課程
工学研究科	博士課程
生物資源学研究科	博士課程

地域イノベーション学研究科 博士課程

2 医学系研究科(看護学専攻に限る。), 工学研究科, 生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科の博士課程は, これを前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し, 博士前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科に, 専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程を置く。

(修士課程)

第 4 条 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士課程)

第 5 条 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第 5 条の 2 専門職学位課程は, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし, そのうちの教職大学院の課程は, 専ら小学校, 中学校, 高等学校及び中等教育学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第 6 条 研究科に置く専攻及びその収容定員は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	8	16				
	社会科学専攻	7	14				
	計	15	30				
教育学研究科	教職実践高度化専攻					25	50
	計					25	50
医学系研究科	医科学専攻	5	10				
	看護学専攻	8	16	3	9		
	デジタルヘルス専攻	10	20				
	生命医科学専攻			45	180		
	計	23	46	48	189		
工学研究科	機械工学専攻	55	110				

	電気電子工学専攻	45	90				
	電子情報工学専攻	10	20				
	応用化学専攻	56	112				
	建築学専攻	20	40				
	情報工学専攻	30	60				
	材料科学専攻			6	18		
	システム工学専攻			10	30		
	計	216	432	16	48		
生物資源学研究科	資源循環学専攻	23	46	4	12		
	共生環境学専攻	26	52	4	12		
	生物圏生命科学専攻	39	78	4	12		
	計	88	176	12	36		
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	15	30	6	18		

- 2 人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限であるコース(以下「短期在学コース」という。)を含むものとする。
- 3 教育学研究科, 医学系研究科, 工学研究科, 生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に教育・研究上の目的を達成するための教員組織として, 講座等を置く。
- 4 講座等に関し必要な事項は, 別に定める。

(研究科附属の教育研究施設)

第6条の2 大学院に次の研究科附属の教育研究施設を置く。

生物資源学研究 紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター, 練習船勢水科丸

- 2 研究科附属の教育研究施設は, 本学の教育・研究上支障がないと認められる場合には, 他の大学等の利用に供することができるものとする。
- 3 研究科附属の教育研究施設に関し必要な事項は, 別に定める。

### 第3章 大学教員組織

(大学教員組織)

第7条 大学院の授業及び研究指導は, 各研究科ごとに大学院設置基準又は専門職大学院設置基準に定める資格を有する大学教員が担当するものとする。

### 第4章 運営組織

(教育研究評議会等)

第8条 大学院の教育研究に関する重要事項の審議は, 教育研究評議会において行う。

- 2 研究科に関する重要事項を審議するため, 人文社会科学研究科及び教育学研究科に研究科委員会を, 医学系研究科, 工学研究科, 生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に研究科教授会(以下「研究科委員会等」という。)を置く。

3 前項の研究科委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の教授(医学系研究科にあつては、医学部の教授を含む。)をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、人文社会科学研究科長及び教育学研究科長にあつては、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、学部の長が研究科担当の教授でない場合は、当該研究科委員会から選出された教授をもって充てる。

(副研究科長)

第9条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、当該研究科の教授(医学系研究科にあつては、医学部の教授を含む。)をもって充てる。

(専攻長)

第9条の3 専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第9条の4 研究科附属の各教育研究施設に長を置き、当該研究科の教授又は准教授をもって充てる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、本学学則第36条から第38条までの規定を準用する。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻の短期在学コースの標準修業年限は、1年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学系研究科の博士課程(生命医科学専攻をいう。以下同じ。)の標準修業年限は、4年とする。

4 教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生(短期在学コースに在学する学生を除く。)が、職業を有している等の事情により、第11条に規定する標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の期間は、入学時から通算するものとし、次の各号のいずれかに掲げるところによる。

(1) 修士課程及び教職大学院の課程 4年以内

- (2) 博士後期課程 6年以内
- (3) 医学系研究科の博士課程 8年以内
- 3 長期履修の在学期間は、入学時から通算するものとし、次の各号のいずれかに掲げる年数を超えることができない。
  - (1) 修士課程、博士後期課程及び教職大学院の課程 6年
  - (2) 医学系研究科の博士課程 8年
- 4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学の卒業生
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第16条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第17条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科、歯学部又は6年課程の薬学若しくは獣医学の学部を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
  - (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について, 当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において, 修業年限が5年以上である課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修するものに限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により, 学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者(大学の課程が医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)であって, 医学系研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (8) 医学系研究科において, 個別の入学資格審査により, 第1号に定める学部又は学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する者であって, 医学系研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを, 入学させることができる。
- (1) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
  - (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (入学の出願)

第 18 条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第 20 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第 21 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

2 第 58 条により入学料の免除又は徴収猶予を願出た者の入学料に関しては、その免除願又は徴収猶予願の受理をもって入学手続を終えた者とみなし、入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

(1) 大学院を退学した者で、再入学を願出たもの

(2) 他の大学院から転入学を願出た者

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者で、転入学を願出たもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該研究科委員会等の議を経て研究科長が決定する。

3 第 1 項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、当該研究科委員会等の議を経て学長が決定する。

## 第 8 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 23 条 大学院は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の場合において、教職大学院の課程にあつては、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

(特別の課程の編成)

第 23 条の 2 大学院は、前条に規定するもののほか、学校教育法第 105 条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 前項の特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位)

第 23 条の 3 研究科における専攻別の授業科目及び単位は、各研究科において、別に定める。

(履修方法)

第 24 条 学生は、在学期間中に、各研究科において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程及び履修方法等については、各研究科において、別に定める。

(教育方法の特例)

第 25 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は学部における授業科目の履修等)

第 25 条の 2 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学部(以下「他の研究科等」という。)の授業科目を履修することができる。

2 前項により他の研究科等の授業科目を履修しようとする者は、所属研究科長を経て当該の研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項により他の研究科において履修した授業科目について修得した単位にあっては、10 単位を超えない範囲で所属研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、教職大学院の課程にあっては、適用しないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 26 条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、教職大学院の課程にあっては、修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。

2 前項の規定は、学生が、第 32 条の規定により留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教職大学院の課程にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(休学期間中の外国の大学院等における修得単位の取扱い)

第 26 条の 2 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院等において修得した単位について、前条第 1 項の規定を準用する。

(特別の課程における学修)

第 26 条の 3 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第 105 条の規定により他の大学院が編成する特別の課程又は第 23 条の 2 に規定する特別の課程(共に履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に

入学することができる者であるものに限る。)における学修を、大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前2条の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において読み替えて準用する科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第26条第2項の場合に準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第2項に規定する場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、前3条の規定により修得したものとみなす単位数及び第36条第8項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第27条の2 研究科(教職大学院の課程を除く。)において第25条の2から前条までの規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第28条 研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条の3 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第9章 休学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第 29 条 疾病又はその他の理由により 3 月以上修学することができない者は、休学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 30 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、相当の理由がある場合は、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して標準修業年限の年数を超えることができない。ただし、特別の理由があり、学生の修学に支障がある場合は、この限りでない。

3 休学期間は、在学期間の年数に算入しない。

(復学)

第 31 条 休学期間が満了する場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であったときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。

(留学)

第 32 条 外国の大学院等に留学を志願する者は、理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定により留学を願い出た者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、留学を許可する。

3 留学期間は、第 11 条に規定する標準修業年限に含まれるものとする。

(転学)

第 33 条 他の大学院に転学しようとする者は、理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定により転学を願い出た者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、転学を許可する。

(退学)

第 34 条 退学については、本学学則第 53 条の規定を準用する。

(除籍)

第 35 条 除籍については、本学学則第 55 条の規定を準用する。

#### 第 10 章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第 36 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究

科が別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
  - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
  - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
- 3 前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は、研究科規程等において当該要件を適用する専攻、コース等の履修上の区分を定め、当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し、併せて所定の単位数を博士前期課程の修了の要件とするものとする。
- 4 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 医学系研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 短期在学コースを修了した者及び第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院の修士課程を在学期間2年未満で修了した者を含む。)の博士後期課程の修了要件については、第4項中「1年」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 7 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位を含む。)を修得することとする。
- 8 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、前項に規定する実習により修得する10単位の全部又は一部を免除することができる。  
(在学期間の短縮)

第36条の2 第27条第1項及び第2項の規定により大学院修士課程又は医学系研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定によ

り入学資格を有した後、修得したものに限り。)を当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 第27条第1項及び第2項の規定により教職大学院の課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

- 第36条の3 教職大学院の課程は、第36条第7項に規定する実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

(学位論文)

第37条 修士課程の学位論文を提出しようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文(前条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)、論文目録及び論文要旨を添え、研究科長に提出するものとする。

- 2 博士課程の学位論文を提出しようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長に提出するものとする。
- 3 学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 4 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等を提出させることがある。
- 5 提出した学位論文は返還しない。

(審査の付託)

第38条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託するものとする。

(審査委員)

第39条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査委員を選出して、審査を行う。

- 2 審査委員は、主査1名、副査2名とする。ただし、必要に応じて委員の数を増し、又は大学院の他の研究科、他の大学院又は研究所等の大学教員等を加えることができる。
- 3 審査委員は、学位論文の審査のほか最終試験を行う。

(最終試験)

第40条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口答又は筆答によって行う。

(審査結果の報告)

第 41 条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書により、研究科委員会等に報告するものとする。

(研究科委員会等の審議)

第 42 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位論文の審査及び最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会等の構成員(休職者、海外渡航中の者及び内地研究員を除く。)の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第 43 条 研究科長は、前条第 1 項の審議結果について、学位論文の審査要旨及び最終試験の結果を添え、文書により学長に報告するものとする。

(課程修了の認定)

第 43 条の 2 学長は、前条の報告を受け、課程修了の認定を行う。

(学位)

第 44 条 修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者に、博士の学位を授与する。

3 教職大学院の課程を修了した者に、教職修士(専門職)の学位を授与する。

第 45 条 前条第 2 項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認された者に、博士の学位を授与する。

第 46 条 この章に定めるもののほか、学位に関する事項は、本学学位規則の定めるところによる。

## 第 11 章 教育職員免許

(教育職員免許)

第 47 条 教員の免許状を受けるための所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表第 1 のとおりとする。

## 第 12 章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第 48 条 表彰及び懲戒については、本学学則第 56 条から第 58 条までの規定を準用する。

## 第 13 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び委託生

(科目等履修生)

第 49 条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は、関係研究科委員会等の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第 15 条から第 17 条までに定める入学資格を有する者又は研究科において、当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

3 前2項のほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学学則第9章の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項のほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学則第10章の規定を準用する。

(研究生)

第51条 研究科において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士課程及び教職大学院の課程にあっては、修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 博士後期課程及び医学系研究科の博士課程にあっては、博士の学位を有する者

(3) 研究科において相当の学力があると認められた者

3 前2項のほか、研究生に関し必要な事項は、本学学則第11章の規定を準用する。  
(特別研究学生)

第52条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生の授業料については、本学学則第109条の規定を準用する。ただし、特別研究学生が他の国立大学法人の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定に基づき締結された公立大学若しくは私立大学の大学院の学生であるときは、これを徴収しないことができる。

4 特別研究学生が外国の大学との大学間交流協定(部局等間交流協定を含む。)に基づき受け入れる外国人留学生で、授業料を相互に不徴収とされている場合は、授業料を徴収しない。

(委託生)

第53条 公の機関又は団体等からその所属職員につき、履修科目又は研究事項を定めて大学院に入学を願い出たときは、関係研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 前項のほか、委託生に関し必要な事項は、本学学則第12章の規定を準用する。

第14章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第54条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。

2 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期(4月から9月まで) 納期5月中

後期(10月から翌年3月まで) 納期10月中

- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
  - 4 入学年度の前期又は後期若しくは前期及び後期に係る授業料については、第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする
  - 5 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。
  - 6 前項本文の規定にかかわらず、第4項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の前年度の3月31日(後期から入学予定であった者にあつては、9月30日)までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。
  - 7 第5項本文の規定にかかわらず、第2項又は第3項により授業料を納付した者が、その後授業料納期限以前に休学を許可された場合は、納付した者の申出により次条の規定の準用による当該授業料相当額を返還する。
  - 8 第5項本文の規定にかかわらず、第4項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の4月1日(後期から入学した者にあつては、10月1日)から休学を許可された場合は、納付した者の申出により月割計算により休学当月から復学当月の前月までの当該授業料相当額を返還する。
  - 9 第5項本文の規定にかかわらず、学業成績等が特に優秀であると認められ、学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった場合は、当該期間に係る既納の授業料相当額を返還する。
  - 10 第5項本文の規定にかかわらず、第5項ただし書き及び第6項から前項までに規定するもののほか、学長が特に必要と認めた場合は、既納の授業料相当額を返還する。
  - 11 第1項の規定にかかわらず、本学大学院研究科の修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き本学大学院研究科の博士課程又は博士後期課程に進学する者の入学料及び検定料は徴収しない。
  - 12 第5項本文の規定にかかわらず、大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合は、既納の検定料相当額を返還する。  
(転入学者等の授業料)
- 第55条 転入学者等の授業料については、本学学則第77条の規定を、退学者等の授業料については、同学則第78条の規定を、休学者の授業料については、同学則第79条の規定を、停学者の授業料については、同学則第80条の規定を準用する。  
(長期履修を認められた者の授業料)

第 56 条 長期履修を認められた者の授業料の額及び徴収方法は、別に定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 57 条 授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、本学学則を準用する。

2 本学学則第 81 条の規定にかかわらず、学業成績等が特に優秀であると認められ、学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった学生に対しては、当該学年の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の不徴収)

第 57 条の 2 第 54 条から第 56 条までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、授業料を徴収しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 58 条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、本学学則を準用する。

(検定料の免除)

第 58 条の 2 検定料の免除については、本学学則第 86 条の 2 の規定を準用する。

#### 第 15 章 雑則

(学則の準用)

第 59 条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。この場合において、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会等」に読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 15 年度以前の入学者は、第 6 条及び第 47 条の規定については、なお従前の例による。

3 この学則施行前の生物資源学研究科農業生産学専攻、森林資源学専攻、水産生物生産学専攻、生物生産工学専攻及び生物資源利用学専攻(以下「従前の専攻」という。)は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 生物資源学研究科博士前期課程の平成 16 年度の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 16 年度
生物資源学研究科	資源循環学専攻	23
	共生環境学専攻	26
	生物圏生命科学専攻	39
	計	88

5 平成 10 年度の入学者の授業料については、別表第 2 の規定にかかわらず、年額 469,200 円に読み替えるものとする。

附 則(平成 17 年 2 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 2 月 24 日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 3 月 24 日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日学則)

この学則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年度授業料から適用する。

附 則(平成 17 年 5 月 26 日学則)

この学則は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日学則)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の生物資源学研究科の生物資源開発科学専攻、生物圏保全科学専攻及び生物機能応用科学専攻(以下「従前の専攻」という。)は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、生物資源学研究科博士後期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 18 年度	平成 19 年度
生物資源学研究科	資源循環学専攻	4	8
	共生環境学専攻	4	8
	生物圏生命科学専攻	4	8
	計	12	24

- 4 平成 17 年度以前の入学者に係る改正後の学則第 27 条の 2 の規定の適用については、同条中「10 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。

附 則(平成 18 年 5 月 25 日学則)

この学則は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 27 日学則)

この学則は、平成 18 年 7 月 27 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日学則)

この学則は、平成 18 年 9 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 1 月 25 日学則)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日学則)  
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 27 日学則)  
この学則は、平成 19 年 12 月 27 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日学則)  
この学則は、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

- 附 則(平成 20 年 3 月 27 日学則)
- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この学則施行前の教育学研究科障害児教育専攻(以下「従前の専攻」という。)は、改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
  - 3 教育学研究科の平成 20 年度の収容定員は、改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 20 年度
教育学研究科	学校教育専攻	10
	特別支援教育専攻	3
	教科教育専攻	66
	計	79

- 4 平成 19 年度以前の人文社会科学研究科の入学者については、改正後の学則第 6 条第 2 項、第 11 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則(平成 21 年 3 月 30 日学則)
- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 地域イノベーション学研究科の平成 21 年度及び平成 22 年度の収容定員は、改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 21 年度		平成 22 年度
		修士課程	博士課程	博士課程
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	10	5	10

附 則(平成 21 年 12 月 24 日学則)  
この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日学則)  
この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則)

- 1 この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，医学系研究科及び工学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 23 年度		平成 24 年度	平成 25 年度
		修士課程	博士課程	博士課程	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	35			
	看護学専攻	32			
	生命医科学専攻		225	210	195
	計	67	225	210	195

研究科	専攻	平成 23 年度
		修士課程
工学研究科	機械工学専攻	80
	電気電子工学専攻	75
	分子素材工学専攻	88
	建築学専攻	39
	情報工学専攻	46
	物理工学専攻	36
	計	364

附 則(平成 24 年 2 月 23 日学則)

- 1 この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科の学校教育専攻，特別支援教育専攻及び教科教育専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 24 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 24 年度
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	13
	社会科学専攻	12
	計	25
教育学研究科	教育科学専攻	41

- 4 平成 24 年 3 月 31 日に教育学研究科に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は，改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日学則)

この学則は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日学則)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に工学研究科に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科社会科学専攻に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日学則第 2 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 28 年度		平成 29 年度
		修士課程	博士課程	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	30		
	看護学専攻	27	3	6
	生命医科学専攻		180	180
	計	57	183	186

附 則(平成 28 年 7 月 20 日学則第 2 号)

この学則は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 24 日学則)

この学則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日学則)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，教育学研究科，医学系研究科及び地域イノベーション学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 29 年度	
		修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育科学専攻	68	
	教職実践高度化専攻		14
	計	68	14
医学系研究科	医科学専攻	27	
	看護学専攻	22	
	計	49	
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	25	

附 則(平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号)

- この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 地域イノベーション学研究科の平成 31 年度及び平成 32 年度の収容定員は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 31 年度	平成 32 年度
		博士課程	博士課程
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	16	17

附 則(令和 2 年 3 月 12 日学則第 2 号)

この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日学則第 2 号)

- この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行前の教育学研究科の教育科学専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 3 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 教育学研究科の令和 3 年度の収容定員は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和 3 年度	
		修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育科学専攻	27	
	教職実践高度化専攻		39
	計	27	39

- 令和 3 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は，改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和5年2月28日学則第2号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の工学研究科の機械工学専攻、電気電子工学専攻、分子素材工学専攻、建築学専攻、情報工学専攻及び物理工学専攻(以下「従前の専攻」という。)は、改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和5年度修士課程
工学研究科	機械工学専攻	50
	電気電子工学専攻	45
	分子素材工学専攻	55
	建築学専攻	20
	情報工学専攻	28
	物理工学専攻	18
	機械工学専攻	55
	電気電子工学専攻	55
	応用化学専攻	56
	建築学専攻	20
	情報工学専攻	30
		計

附 則(令和6年2月27日学則第2号)

この学則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日学則第2号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日学則第2号)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和7年度
		修士課程
工学研究科	機械工学専攻	110
	電気電子工学専攻	100
	電子情報工学専攻	10
	応用化学専攻	112
	建築学専攻	40

	情報工学専攻	60
	計	432

附 則(令和7年11月19日学則第2号)  
この学則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日学則第2号)

- この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和9年度
		修士課程
医学系研究科	医科学専攻	17
	看護学専攻	19
	デジタルヘルス専攻	10
	計	46

別表第1(第47条関係)

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学研究科	教職実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，中国語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，ポルトガル語，ロシア語，韓国語・朝

		状	鮮語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, 中国語, フランス語, ドイツ語, スペイン語, ポルトガル語, ロシア語, 韓国・朝鮮語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
生物資源学 資源循環学 研究科	資源循環学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 農業
	共生環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 農業
	生物圏生命科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 農業, 水産

別表第2(第54条関係)

区分	授業料	入学料	検定料
修士課程, 博士前期課程及び教職大学院の課程の学生	平成11年度以降の入学生 年額 535,800円	282,000円	30,000円
博士課程及び博士後期課程の学生	平成11年度以降の入学生 年額 520,800円		

## 三重大学大学院学則の変更事項を記載した書類

### 1. 変更事由

本学大学院医学系研究科における医科学専攻及び看護学専攻の入学定員及び収容定員の変更，新たに，デジタルヘルス専攻を設置することに伴い，所要の改正を行うものである。

### 2. 変更点

- ・医学系研究科の医科学専攻及び看護学専攻の入学定員及び収容定員を変更する。
- ・医学系研究科に，デジタルヘルス専攻を新設する。
- ・附則において，令和9年度における医学系研究科修士課程及び博士前期課程の収容定員を規定する。

### 3. 施行日 令和9年4月1日

三重大学大学院学則新旧対照表（案）

新								旧							
(専攻及び収容定員)								(専攻及び収容定員)							
第6条 研究科に置く専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。								第6条 研究科に置く専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。							
研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程		研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
		員	員	員	員	員	員			員	員	員	員	員	員
人文社会科学研究科～教育学研究科（現行に同じ。）								人文社会科学研究科～教育学研究科（略）							
医学系研究科	医科学専攻	5	10					医学系研究科	医科学専攻	12	24				
	看護学専攻	8	16	3	9				看護学専攻	11	22	3	9		
	デジタルヘルス専攻	10	20						(新設)	(新設)	(新設)				
	生命医科学専攻			45	180				生命医科学専攻			45	180		
	計	23	46	48	189				計	23	46	48	189		
工学研究科～地域イノベーション学研究科（現行に同じ。）								工学研究科～地域イノベーション学研究科（略）							
2（現行に同じ。）								2（略）							
3（現行に同じ。）								3（略）							
4（現行に同じ。）								4（略）							
附 則															
1 この学則は、令和9年4月1日から施行する。															
2 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。															

<u>研究科</u>	<u>専攻</u>	<u>令和9年度</u>
		<u>修士課程</u>
<u>医学系研究科</u>	<u>医科学専攻</u>	<u>17</u>
	<u>看護学専攻</u>	<u>19</u>
	<u>デジタルヘルス専攻</u>	<u>10</u>
	<u>計</u>	<u>46</u>

## 三重大学大学院医学系研究科教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）第9条の規定に基づき、三重大学大学院医学系研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 研究科教授会は、医学系研究科の専任教授(以下「構成員」という。)をもって組織する。

2 前項の研究科教授会には、医学系研究科及び医学部附属病院の専任であって、前項に掲げる教員以外の者を加えることができる。

3 第1項の研究科教授会には、医学系研究科を担当する前2項以外の教員を加えることができる。

### (成立)

第3条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、休職者、休業者、海外渡航者及び内地研究員は、構成員に算入しない。

### (構成員以外の者の出席)

第4条 研究科教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。ただし、議決に加わることはできない。

### (代議員会等)

第5条 研究科教授会は、教授会規程第7条の規定に基づく代議員会等として、三重大学大学院医学系研究科生命医科学専攻博士専門委員会、三重大学大学院医学系研究科看護学専攻博士専門委員会、三重大学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻修士専門委員会及び三重大学医学部附属病院管理運営会議を位置づける。

2 研究科教授会は、三重大学医学部附属病院管理運営会議に医学部附属病院の教授の人事に関する事項の審議を付託することができるものとし、その議決をもって研究科教授会の議決とする。

3 研究科教授会は、当該代議員会等に准教授、講師及び助教の人事（寄附講座及び産学官連携講座を担当する大学教員並びに特任教員の人事を含む。）に関する事項の審議を付託し、その議決をもって研究科教授会の議決とする。

4 研究科教授会は、代議員会等に前2項による審議結果を報告させるものとする。

### (規程の改正)

第6条 この規程は、研究科教授会において出席構成員の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会が定める。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第3100号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規程第 3100 号)  
この規程は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 10 日規程第 3100 号)  
この規程は、平成 22 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 9 日規程)  
この規程は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 13 日規程)  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 11 日規程)  
この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 10 日規程)  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 6 月 10 日規程)  
この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

# 設置の趣旨等を記載した書類

(三重大学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻)

1. 設置の趣旨及び必要性	P 2
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	P 6
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P 6
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	P 7
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P11
6. 基礎となる学部との関係	P16
7. 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施	P17
8. 入学者選抜の概要	P18
9. 教育研究実施組織の編成の考え方及び特色	P19
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P21
11. 施設・設備等の整備計画	P22
12. 管理運営	P23
13. 自己点検・評価	P23
14. 情報の公表	P23
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	P25

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### 1-1. 社会的背景及び設置の趣旨・必要性

#### (1) 社会背景

本専攻の設置が必要とされる背景には、全国の医療現場が抱える深刻な課題がある。具体的には、医療の高度化と人手不足の進行による業務負担の増加、地域間の医療格差、医療データ活用の遅れといった課題が顕在化しており、これらを解決するために、国の方針として電子カルテ情報共有サービスを始めとする医療DXが推進されている。

しかし、医療現場において医療DXを推進し、課題を解決するためには、AIやデータ解析をはじめとするデジタル技術を導入するだけでは不十分であり、実際の医療現場における業務フローやそれに伴う現場のニーズを十分に認識・理解する能力を兼ね備えていることが不可欠である。

現在、多様な医療現場と情報系企業の研究開発・マーケティング部門との間には、ニーズの認識と理解に大きなギャップがある。また、デジタル技術に関する知識や経験の質・量にも大きな格差がある。これらのギャップが医療現場において様々な課題を引き起こしており、デジタルヘルス推進による国民の福祉向上の大きな障害となっている。

具体的には、例えば、システム開発のプロセスにおいては、開発側は医療現場のニーズを正確に把握できておらず、逆に医療現場側は自らのニーズを開発側に上手く伝えられていない。このことから、開発の途中で仕様変更が頻繁に発生し、それに伴う追加・修正作業が必要となるケースが生じており、それが開発期間の延長とコストの増加に繋がっている。また、医療現場の実態を十分に理解していない開発者が提供するソリューションは、往々にして現場の業務フローに適合せず、ユーザーには使いにくいものとなりがちである。不完全なソリューションは、医療従事者の業務効率を低下させ、医療の質を損なうこととなる。結果として、高額な投資を行ったにもかかわらず、期待された成果が得られないという事態が生じている。

このような課題の解決に向けて、医療現場で求められているニーズとデジタル技術を橋渡しできる人材の育成は、デジタル化による業務効率化と問題解決がこれまで以上に求められている医療現場において急務である。

#### (2) 本専攻がイメージするデジタルヘルス

本専攻におけるデジタルヘルスは、医療とデジタル技術の融合を通じて、医療現場の課題解決を支援するとともに、新たな価値を創出する取り組みと定義する。この取り組みは、単なるデジタル技術の導入にとどまらず、AIやIoT、ビッグデータ等を積極的に活用し、医療現場が抱える課題やニーズに合わせた解決策の提案、システムの設計開発、現場でのシステムの効果的な導入と実運用に重点を置くものであって、デジタルヘルスの推進により医療を変革していくこと（医療DX）を目標とする。

### (3) 専攻設置の必要性

複数の医療機関や医療関連企業に対し、本専攻の教育プログラムの構想を示して意見を聴取した結果、次のような状況が明らかになった。

- ・人材不足による医療 DX 推進の停滞

医療の現場では、医療 DX の急速な進展によりデジタルヘルス分野における想定を超えた人材ニーズが存在しており、都市部のみならず地方においてもそのニーズは高い。地方に立地する大学として、このような問題に早急に対応する必要があることが確認された。

- ・専攻設置の必要性に関する意見

多様な入学者層を想定した場合、専攻として教育プログラムを構築し、その中で入学者の特性に応じた履修モデルを複数設定することが望ましいという意見が多いことが明らかとなった。

- ・教育プログラムへの協力意向

一部の医療機関や企業には、教育プログラムにおける実践的なフィールド（PBL（Problem-Based Learning）や OPT（On the Project Training）の場）を提供することで、医療 DX 推進の基盤を形成し、ひいては日本の医療全体への貢献を果たしたいという意向があった。このような申し出は当該分野における人材不足を如実に表していると考えられ、一刻も早く教育プログラムを構築する必要があることが明らかとなった。

以上の背景から、令和 9 年度に「デジタルヘルス専攻」を設置し、多様なニーズに応じた人材育成を早急に開始することが不可欠であると判断した。

## 1-2. デジタルヘルス専攻が養成する人材像及び3つのポリシー

### 養成する人材像

医学系研究科デジタルヘルス専攻では、以下の能力を備えた「課題解決型のデジタル医療人材」を養成する。

- ・医療現場のニーズを的確に把握・理解し、デジタル技術を効果的に活用したソリューションを提案できる能力
- ・医療データの取り扱いやプライバシーに関する法規制の知識と高い倫理観
- ・医療機関や地域社会と協力し、多職種連携を通じて、医療現場でデジタル技術の導入と活用を推進する能力

### ディプロマ・ポリシー

本専攻修了者は以下の能力を獲得していることを要する。

1. 医療分野の課題解決に必要なデジタル技術の専門知識と技能を備えている。
2. 医療現場へのデジタル技術の導入プロセスと成果について、論理的で分かりやすい説明ができる。
3. デジタル技術の医療応用に関して高い倫理観を持ち、責任ある行動ができる。
4. 学際的な知識を活かし、異なる専門分野の連携を促進して医療システム改善に貢献できる。

## カリキュラム・ポリシー

### <教育課程の編成の方針>

デジタルヘルス専攻では、医療と情報工学を融合した学際的な教育を提供する。また、地域医療機関や企業との連携により、OPT（On the Project Training）を通じた実践的な学びを提供する。

### <教育課程における教育・学修方法に関する方針>

デジタルヘルスにおける基礎知識、応用スキル、実践力を体系的に修得するため、以下の教育方法を採用する。

1. 基礎的学び : AI、IoT、クラウド技術、データ解析など、医療DXに必要な最新技術を体系的に学ぶ。また企業や医療現場から講師を招き、現場の具体的な課題に触れる機会を設ける。これにより、PBL（Problem-Based Learning）を通じて、これらの技術を課題解決に応用する方法を学ぶ。また、医療倫理や法令に関する基本的事項を学ぶ。
2. 実践的学び : 地域医療機関や企業と連携したOPTによってデジタルヘルスに関連した実際のプロジェクトに参加する。この過程で、実務能力を強化する。
3. 研究活動 : OPTを通じて得られたプロジェクト成果をもとにレポートを作成する。このレポートは修士論文の基礎となる。

### <学習成果の評価の方針>

成績の評定は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき設定された、各科目の学修の目的・到達目標の達成度により行う。

講義・PBL科目の評価 : 小テストやレポート、講義への参加度により、到達目標への達成度を評価する。

演習・研究科目の評価 : OPTにおけるプロジェクトの進行度、課題解決策の有効性、現場でのチーム協働の成果を総合的に評価する。さらに修士論文や公開審査会でのプレ

ゼンテーションも勘案し、到達目標への達成度を評価する。

修士論文の評価 : 公開審査会において主査1名・副査2名の審査により行う。

### アドミッション・ポリシー

本専攻は次のような学生を求める。

1. 医療または情報工学のいずれかの分野に関する基礎知識を有し、デジタル技術を活用した医療分野の課題解決に取り組む意欲を持っている人。
2. 高い倫理観と社会貢献の意欲を持ち、専門分野を超えて学び続け、新たな知識や技術を柔軟に取り入れる意欲を持っている人。
3. 異なる立場や視点を尊重し、円滑な対話を通じて多様な専門分野の人々と協力できる人。

### 養成する人材像と3つのポリシー各項目との相関及び整合性 (参考資料1参照)

1. アドミッション・ポリシー：養成する人材像の前提となる基礎的知識・倫理観・協働姿勢を保証するものである。
2. カリキュラム・ポリシー：基礎的学び、PBL、OPT、研究活動で構成する教育方法は、医療現場理解→技術活用→実践→研究、という学びの連続性を保証し、人材像で求める能力を体系的に育成する。
3. ディプロマ・ポリシー：人材像で求める学修成果をそのまま評価基準として明示しており、ポリシー間の整合が確保されている。

## 1-3. 修了後の進路

本専攻は、医療DXを推進する高度専門職人材の育成を中心的目的としつつ、研究志向の学生が博士課程へ進学できる体制も確保する。

修了者は、以下のような高度専門職として、活躍することが期待される。

1. 医療機関における医療DX推進、情報システムの導入・運用・評価
2. 企業におけるデジタルヘルス関連の研究開発、プロダクトマネジメント、データ解析、AIモデル開発、医療機関との共同開発・導入支援
3. 行政機関や公的機関における地域医療構想立案や健康データ利活用推進、公衆衛生領域のデータ基盤整備

また、研究志向の学生は、医学系研究科内の博士課程や工学系研究科内の情報系博士後期課程等に進学し、デジタルヘルスや医療情報学等の研究者として活躍できる。

## 2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本専攻は、修士課程を対象とした設置構想であり、博士課程の新設は現時点では計画していない。

本学には、医学系研究科及び工学研究科において既に博士課程・博士後期課程が整備されており、デジタルヘルス領域の研究を深化させるうえで十分な受入体制が存在する。具体的に、医学系研究科には博士課程生命医科学専攻及び博士後期課程看護学専攻が設置されており、医療・生命科学領域の高度研究を推進している。また、工学研究科には博士後期課程システム工学専攻が設置されており、情報工学、AI 及びシステム科学等の分野を基盤とした高度な研究指導を受けることが可能である。

本専攻の修士課程においてデジタルヘルスの基礎的・実践的研究能力を身につけた学生は、これらの博士課程・博士後期課程へ進学し、医療データサイエンス、臨床情報学、医療情報システム、AI 医療応用、医用画像解析、医療機器開発、医療 DX に関する工学的研究、看護学におけるデジタル活用・看護情報学、医療制度・地域医療におけるデジタルヘルス導入研究等の学術領域で研究を深めることができる。

このように、本専攻修了者が進学できる博士課程・博士後期課程は本学大学院の医学系と工学系の双方に用意されており、デジタルヘルスという学際領域の特性に合致した柔軟な進路選択が可能である。

現時点では、既存の博士課程・博士後期課程により十分な研究継続環境が確保されていることから、新たに博士課程を設置する必要はないと判断している。一方、今後の医療 DX 研究の進展、地域社会からの研究ニーズ、本専攻修了者の進学希望等を踏まえ、将来的に博士課程を検討する余地はあるが、当面は医療 DX を支える高度専門職の育成を最優先し、修士課程教育の充実を図ることを本専攻の方針とする。

## 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### 研究科の名称

大学院医学系研究科 (Graduate School of Medicine)

本専攻は、医療 DX を推進するために必要な医学的知識とデジタル技術を統合的に扱うことを目的としており、医療現場の理解を基盤とする教育・研究を行う。このため、医学分野の教育研究体制との整合性が高い医学系研究科内に設置することが最も適切である。

### 専攻の名称

デジタルヘルス専攻 (Division of Digital Health)

本専攻は、医療とデジタル技術の融合領域である「デジタルヘルス」を対象とし、AI、データ解析、医療情報、医療 DX 推進など、多分野にまたがる学際領域を扱

う。この専門性を的確に示す名称として、「デジタルヘルス専攻」が最も適切である。

#### 学位の名称

修士（医工学）（Master of Digital Health）

本専攻は、医学・医療分野の専門的知識と情報科学分野の知識・技術を融合し、医療分野における課題解決及び医療 DX の推進に資する人材を養成するものであり、その学術的基盤は医療と工学の融合領域に位置付けられることから、学位の日本語名称として「修士（医工学）」を採用する。

一方で、本専攻の教育内容は、医療とデジタル技術の融合領域であるデジタルヘルスを対象とし、医療情報、医療データの利活用、情報セキュリティ、標準化・相互運用性、AI 技術の医療応用及び医療倫理等、多分野を横断する高度な学際性を有している。近年、国際的にはデジタルヘルス分野の大学院教育を体系化する動きが進んでおり、Master of Digital Health (MDH) が専門職学位として整備され始めている。

本専攻の教育内容及び人材養成の目的は、これら国際的に確立されつつあるデジタルヘルス分野の教育体系と整合していることから、学位の英語名称は「Master of Digital Health」とする。これにより本専攻修了者の国際的通用性を高めることができる。

以上の理由から、本専攻において授与する学位名称は「修士（医工学）／Master of Digital Health」とする。

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### **4-1. デジタルヘルス専攻の教育研究の柱となる分野**

本専攻の教育研究の柱は、デジタルヘルス分野である。本専攻におけるデジタルヘルス分野とは、医療とデジタル技術の融合を通じた医療現場の課題解決及び新たな価値創出を目的にデジタル技術の設計・実装・運用・評価を一体的に扱う学際的研究分野を指す。本専攻では、本分野を柱として、医療現場のニーズを理解し、デジタル技術を用いた課題解決を実践的に推進できる高度専門職を育成する教育研究を体系的に展開する。

### **4-2. 教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）と対応する学修内容**

本専攻では、カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）として

- ①医療と情報工学を融合した学際的教育の提供
- ②OPT を中心とした実践的学修の重視

の2点を掲げている。本専攻の教育課程は、この方針に基づき体系的に編成されている。

(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえた体系的な教育課程の編成

まず、CP①「医療と情報工学を融合した学際的教育の提供」を実現するため、教育課程は以下の構造で体系化されている。

1. 必修科目

基盤的知識として、医療理解・データ活用・研究倫理・現場課題把握を身につける科目を配置

(デジタルヘルス概論、ヘルスケアインテリジェンス演習、医療従事者から学ぶ医療現場の課題、知的財産・研究インテグリティ・ELSI)

2. 医学系選択科目

医学・医療現場に関する基礎的理解を補完し、課題把握能力を高める科目を配置  
(臨床医学概論(デジタルヘルス)、デジタルヘルスと医療・社会システム、病院情報システム)

3. 工学系選択科目

デジタル技術・情報工学の基盤知識を習得する科目を配置

(統計・機械学習基礎論、デジタルインテリジェンス特論、デジタルヘルスソリューション演習、ウェアラブル・IoTシステム特論、情報セキュリティ特論)

4. 共通選択科目

医療DXに必要な国際標準・ビジネス・データ連携を扱う横断的科目を配置

(製品開発戦略とプロダクトマネジメント、国際医療情報規格と相互運用性、デジタルヘルスビジネス戦略、事業計画演習)

また、CP②「実践的学修」を具現化する科目として、以下の科目群を配置している。

5. 研究科目

実課題に取り組むOPT及び研究科目を中心に配置

(デジタルヘルス実践実習Ⅰ・Ⅱ、デジタルヘルス特別研究Ⅰ・Ⅱ)

このように、基礎 → 医療理解／技術理解 → 応用 → 実践(OPT) という体系的な学修構造を持つ。

(2) カリキュラム・ポリシーと授業科目の整合性

CPの2項目と教育課程の整合は以下のとおりである。

CP ① 医療と情報工学を融合した学際教育の提供

医学系選択科目及び工学系選択科目を配置し、学生のバックグラウンド(医学・

工学) に応じて必要な補完が可能な体系とし、医療とデジタル技術の双方を統合的に学ぶ学際的教育が担保されている。

#### CP ② OPT を中心とした実践的学びの重視

OPT (デジタルヘルス実践実習 I・II) と PBL (医療従事者から学ぶ医療現場の課題) をカリキュラムの中心科目として配置した。これにより、医療機関・企業と連携した現場課題の解決を教育課程に組み込み、実装力と課題解決力が育成される。

### 4-3. 科目区分とカリキュラム

#### 1. 必修科目 (基盤的能力の修得)

必修科目は、医療現場の理解、デジタル技術の基礎、デジタルヘルスに係る倫理、医療倫理、研究公正など、全ての学生が共通して修得すべき基盤的内容を扱う科目である。

これらの科目は、本専攻で必要となる医学的視点とデジタル技術の両面における基本的能力を形成するため、必修として配置している。

#### 2. 医学系選択科目 (医療現場理解の補完)

医学系選択科目は、医療現場の構造、診療プロセス、医療制度等についての理解を深める科目であり、医学系以外のバックグラウンドをもつ学生が、医療分野の基礎知識を補うことを目的としている。

これにより、デジタル技術を医療に適用する際に求められる医療現場の文脈理解を確実に身につけることができる。

#### 3. 工学系選択科目 (デジタル技術の補完)

工学系選択科目は、データ解析、AI、情報セキュリティ、IoT などデジタルヘルスに必要な技術的内容を扱う科目群であり、医学系の学生や社会人学生がデジタル技術についての知識を補完できるよう設定されている。

これにより、学生は医療分野でデジタル技術を活用するために必要な基礎的・応用的能力を身につけることができる。

#### 4. 共通選択科目 (横断的・発展的能力の育成)

共通選択科目は、医療 DX の推進に求められる国際標準、データ連携、事業化、経営管理、研究成果の発信など、領域横断的・発展的な内容を扱う科目群である。

これらは、医療現場と技術開発の双方に橋渡しできる能力の育成を目的として設置している。

#### 5. 研究科目（実践的統合能力の育成）

研究科目は、OPT 及び特別研究を中心として構成している。これらの科目は、医療機関や企業と連携して実際の課題に取り組む実践的な学修を行うものであり、専門的知識と医療現場理解を統合して活用する能力の育成を目的としている。

本専攻のカリキュラム・ポリシーである「実践的学びの重視」を具体化する区分であり、教育課程の中心的役割を果たす。

以上のとおり、必修科目、医学系選択科目、工学系選択科目、共通選択科目、研究科目の5区分により、基礎的学び → 実践的学び → 研究活動という体系的な教育課程を構成している。

これにより、医療現場理解とデジタル技術の学修を段階的かつ効果的に統合し、カリキュラム・ポリシー及び養成する人材像に整合した教育課程が実現されている。

### 4-4. 教育課程の特色

本専攻の教育課程は、医療現場のニーズに基づく課題解決型の高度専門人材を育成するため、医学とデジタル技術を体系的に融合した実践的なカリキュラムとして編成されている。本専攻の特色は以下の3点に集約される。

#### 1. 医療とデジタル技術を融合した学際的教育体系

本専攻の教育課程は、医療現場の理解とデジタル技術の専門性を段階的に融合する学際的構造を持つ。必修科目では、医療現場の理解、デジタル技術の基礎、デジタルヘルスに係る倫理、医療倫理、研究公正など、全学生が共通して必要とする基盤を体系的に学ぶ。一方、学生のバックグラウンド（医学系・工学系・社会人）に応じて、医学系選択科目と工学系選択科目を設け、医療現場理解やデジタル技術に関する知識の補完を可能としている。これにより、医学と情報工学の双方に基盤を持つ高度専門職を育成するための、柔軟かつ体系的な教育体系を実現している。

#### 2. OPT を中核とした実践的教育の重視

本専攻では、OPT 及び PBL を教育課程の中核に位置づけている。医療機関や企業との連携の下、実際の現場課題に取り組むプロジェクト型の学修を通じて、医療現場のニーズを把握し、デジタル技術による解決策を提案・実装する能力を育成する。この実践的な学修は、医療現場での協働、多職種連携、技術導入のプロセス理解を具体的に体得する貴重な機会となり、従来型の講義中心の教育では得られない応用力・実装力を効果的に涵養する。

### 3. 医療 DX 推進に必要な国際標準・データガバナンス・事業化を扱う横断的科目群

本専攻の教育課程では、医療 DX の進展に不可欠な国際標準（相互運用性・医療情報規格）、データガバナンス、医療情報の適正管理、製品開発・事業化など、横断的な内容を扱う科目を共通選択科目として設置している。これにより、技術導入の実装だけでなく、医療機関や企業の実務に必要な視点を含めた総合的な能力の育成を可能としている。特に「製品開発戦略とプロダクトマネジメント」「国際医療情報規格と相互運用性」「デジタルヘルスビジネス戦略」「事業計画演習」などは、国内外で求められるデジタルヘルス人材像と合致しており、本専攻の大きな特色となっている。

## 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 5-1. 教育方法

本学は、前期後期の2学期制を取っており、1学期の授業期間は15週としている。学生は、専攻の教育体系に沿って、必修科目、医学系選択科目、工学系選択科目、共通選択科目、ならびに研究科目（デジタルヘルス実践実習及び特別研究）を履修する。全ての講義と演習には、体系的な科目ナンバリングが割り当てられており、科目区分や開講時期が分かるように工夫されている。授業科目の内容等に応じて、1週90分で2単位、1週180分で4単位等の講義科目等を配置する。場合によっては、1週90分で隔週開講（8週間分）の1単位の講義科目等も配置する。

学生の能力の養成のために、教育・履修方法として次の項目を重要視する。

1. 医療情報、AI・データ解析、医療現場の構造理解、研究倫理など、デジタルヘルスの基礎となる内容を計画的に学び、医療領域でデジタル技術を適切に活用できる能力を身につけること。
2. 医療従事者から学ぶ科目や医療制度・医療情報の講義等を履修し、医療現場の文脈を理解したうえでデジタル技術による解決策を検討できる力を養うこと。
3. 医療機関や企業と連携したプロジェクトを通じて、課題抽出・分析・解決策の設計といったプロセスを経験し、実装力と俯瞰的視点を涵養すること。
4. 国際標準や医療情報の相互運用性に関する科目の履修を通じて、グローバルな医療 DX の動向に対応できる視野を持つこと。

### 5-2. 履修指導、研究指導の方法

#### (1) 出願前の指導

本専攻では、志願者が入学前に研究指導体制や教育内容を十分に理解したうえで出願できるよう、出願前の相談体制を整備する。学生募集要項には、教員の専門分野、主要研究テーマ、デジタルヘルス領域における教育研究の概要を掲載し、志願者は希望指導教員と事前に研究計画、キャリアパス、研究テーマの適合性等について相談すること

ができる。

(2) 指導教員等の決定

学生は志願時に希望する指導教員を選択し、入学後に正式に主指導教員を決定する。主指導教員は本専攻の教授が担当する。

(3) 入学時の指導

入学者に対しては、教務委員が全般的なガイダンス、専攻における科目区分の説明、学習環境・設備の説明等、履修に関するオリエンテーションを実施し、その後、授業科目や履修に関する事項等を説明する。

(4) 入学後の履修指導

主指導教員は、学生の研究課題、キャリア計画、OPT の実施内容を踏まえて、個別に履修計画を立案させる。学生のバックグラウンドを考慮し、必要に応じて医学系選択科目または工学系選択科目を履修させ、学際的能力の補完を行う。

本専攻では、医療機関・企業との連携を重視しており、OPT を含む研究科目の履修に向けて、医療現場での実習調整、共同研究者との連携、データ利用に関する倫理手続きなど、実践的プロジェクトの準備を指導する。

学生支援体制としては、本研究科学務担当、教育推進・学生支援機構学生相談ユニット、保健管理センター等と連携し、修学・生活の両面で支援を行う。

学生の修学上の指導・相談は、本研究科学務担当、教育推進・学生支援機構学生支援・キャリアセンター修学支援ユニット及び指導教員が協力して行い、特に援助が必要な学生は、学生相談ユニット（学生相談センター）の専任カウンセラー（教員）、心理カウンセラー、インターカーが助言、指導を行う。また、心身の健康の問題については、保健管理センターと連携して指導する。

学修計画の変更を必要とする場合は、指導教員及び本研究科学務担当と協議のうえ、年度初めに変更手続きを行う。

(5) 修士論文指導及び学位審査

本専攻における修士論文は、学生がデジタルヘルスに関連する分野の研究、または、OPT を通じて取り組んだ医療機関または企業との共同プロジェクトに関する報告及び考察を中心として構成する。

学術研究に限定せず、医療 DX の実装・改善・評価に資する実践的成果も対象とし、デジタルヘルス領域に必要な専門的能力を総合的に評価する。

研究指導は主指導教員を中心に、副指導教員（医学系・工学系の両領域）と連携し、OPT の計画立案、現場調整、データの扱い、倫理的配慮、成果の取りまとめに至るまで

継続的に支援する。

修士論文の中間発表を修了前年の秋頃を実施し、その進捗、方法論、倫理性、実装可能性について確認する。最終審査は、論文及び最終発表に基づき行う。

〔評価基準〕

デジタルヘルスの専門性が多領域にまたがることを踏まえ、以下の5領域を総合的に評価する。

1. 技術領域

システム相互運用性への理解と適用  
IT インフラ及びデータ基盤に対する適切な評価  
サイバーセキュリティ上の配慮とリスク低減策

2. 臨床領域

医療ワークフロー・診療プロセスの理解  
提案内容が臨床現場の安全性・効率性に与える影響の分析  
多職種連携の理解

3. 経済領域

デジタルヘルス技術の価値評価  
導入・運用コストの整理  
ビジネスモデルまたは持続可能性モデルの検討

4. 規制・政策領域

医療情報標準・規格への適合性  
医療機器・デジタルヘルス関連の規制・認証要件の理解  
データ保護・プライバシー・ガバナンスへの適切な配慮

5. 組織マネジメント領域

変革管理（Change Management）の視点を踏まえた提案  
医療機関・企業における人材育成への寄与  
イノベーション調達（Innovation Procurement）の理解

これらの領域を踏まえ、以下を総合的に判断し学位授与の可否を決定する。

- ・OPT を通じて取り組んだ課題に対する問題設定の適切さ
- ・医療現場に即した実装の妥当性
- ・分析や考察の深さ
- ・発表・質疑応答能力
- ・倫理的配慮とデータの適正な扱い
- ・結果の有用性及び現場への貢献度

審査は主査1名、副査2名以上の計3名以上で構成される審査委員会により行い、学

際性・倫理性・透明性・厳格性を確保した体制で実施する。

なお、修了までのスケジュール表は参考資料2、履修モデルは参考資料3を参照されたい。

### 5-3. 修了要件

#### (1) 修了要件

本専攻の修了要件は、本専攻に2年以上在学し、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

また、単位修了要件については、以下のとおりとする。

#### 単位修得要件（合計30単位以上）

修了に必要な単位は30単位以上とし、以下の区分から所定の単位を修得する。

必修科目：7単位

共通選択科目：2単位以上

研究科目（デジタルヘルス実践実習 I・II、特別研究 I・II）：12単位（必修）

さらに、学生のバックグラウンドに応じて、次の選択必修を定める。

#### 【工学系のバックグラウンドを持つ学生】

医学系選択科目：4単位以上

工学系選択科目：2単位以上

#### 【医療系のバックグラウンドを持つ学生】

工学系選択科目：4単位以上

医学系選択科目：2単位以上

#### (2) 単位数・科目区分の設定の考え方

本専攻は、医学・工学の双方に基盤を持つ学際領域であり、入学者のバックグラウンドが多様であることから、「共通基盤」+「学際補完」+「横断領域」+「実践(OPT)」の4層構造で単位数を設定している。

##### ・必修科目（7単位）

医療現場理解、データ活用、AI基礎、研究倫理など、バックグラウンドに関わらず必要な共通基盤を最小限の負荷で必ず習得させるため、この単位数を設定した。

##### ・医学系／工学系選択科目（バックグラウンド別 4単位+2単位）

学生の基礎領域の不足を補うため、医療系出身者には工学系4単位、工学系出身

者には医学系 4 単位を必ず履修させる。

これは「双方が共通レベルに到達するために必要な最少限の補完単位」であり、教育効果に基づく合理的な設定である。

- 共通選択科目（2 単位以上）

デジタルヘルス推進には国際標準、相互運用性、データガバナンス、ビジネス戦略などの横断知識が不可欠であり、最低限の修得を担保するため 2 単位以上を必須とした。

- 研究科目（12 単位）

本専攻の特徴である OPT を含む研究科目は、医療機関・企業と連携して実践的能力を育成する中核であり、十分な学修時間を確保するため 12 単位を必修とした。

「デジタルヘルス実践実習 I」「デジタルヘルス特別研究 I」は 1 年次に、「デジタルヘルス実践実習 II」「デジタルヘルス特別研究 II」は 2 年次に履修することとし、1 年次は基礎形成と課題設定、2 年次は実践と修士論文の取りまとめに重点を置く。

- 総計 30 単位

医学系大学院の標準的負荷を維持しつつ、「基盤 → 補完 → 横断 → 実践」の体系を維持するため、30 単位が合理的な総量である。

### (3) 最終発表(口頭試問)と学位審査

審査は主査 1 名、副査 2 名以上で構成される委員会が行い、専門性・倫理性・学際性・発表力等を基準に厳格かつ透明に実施する。

### (4) 学位授与

要件をすべて満たした者に、「修士（医工学）」を授与する。

## 5-4. 研究倫理審査体制

本学では、「三重大学における公正研究の基本方針（平成 27 年 3 月 26 日制定、令和 7 年 3 月 27 日改正）」により、本学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部生等の研究活動に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示している。遺伝子組換えに関する研究計画については、「三重大学組換え DNA 実験安全管理規程（平成 17 年 3 月 24 日制定）」、人間を直接の対象とする研究計画については、「三重大学における人を対象とする研究の倫理に関する規程（平成 21 年 2 月 4 日制定）」、動物実験の研究計画については、「三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日制定）」に基づき、事前に申請書を提出し、各審査委員会での審議を経て承認を得なければ研究を開始できない研究倫理審査体制が整備されている。

また、医学部・医学系研究科並びに医学部附属病院では、「三重大学医学部附属病院医学系研究倫理審査委員会規程（平成 21 年 4 月 1 日制定）」及び「三重大学医学系研究科・医学部附属病院臨床研究取扱手順書（平成 21 年 3 月 25 日制定）」を施行し、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等に基づいて行われる生命科学・医学系研究の適正な実施に関し、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範、指針、その他関係法令等の趣旨と倫理的配慮のもとに検討の上で審査しており、研究者等が実施すべき事項に関する手順を定めている。また、研究活動に携わる全ての研究者に対し、研究倫理教育を定期的実施しており、医学部附属病院の e-ラーニングシステムを用いた生命・医学系指針に関する講習会及び日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース（eLCoRE）を受講させているほか、研究室研修に参加する医学部学生を対象にした研究倫理に関する講義を毎年実施している。なお、三重大学の全ての大学院生においても修了要件として、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース（eLCoRE）を受講している。

## 6. 基礎となる学部との関係

本専攻の基礎となる学部の 1 つである工学部総合工学科では、電気電子工学コース、電子情報工学コース及び情報工学コースにおいて、本専攻と関連する情報通信、デジタル工学、コンピュータサイエンス等の教育研究領域を有している。

これらの領域は本専攻におけるデジタルインテリジェンス特論やデジタルヘルスソリューション演習、ウェアラブル・IoT システム特論等の教育内容と密接に関連しており、当該領域について学ぶ学生のうち、ヘルスケア分野に関心を持つ学生にとって、本専攻が進学先となりうる。また、工学部における当該領域の教員の一部が、本専攻の工学系選択科目を担当しており、医療系のバックグラウンドを持つ学生がデジタル技術についての知識を補完できるよう連携した教育を実施する。

また、もう 1 つの本専攻の基礎となる学部である医学部では、放射線医学における遠隔画像診断に関する取組、循環器内科学における心不全管理アプリに関する取り組みなど、各教育研究領域において医療 DX を推進しており、これらの取組に関わっている教員を本専攻の専任教員として配置している。

さらに、デジタルを基盤とした分野横断型教育研究を推進するため、令和 7 年 10 月に全学組織として「MUDX Initiative」を設置した。本組織には、本専攻の専任教員 6 名を含む 16 名の教員を配置し、医療ビッグデータを蓄積・活用するプロジェクトや本専攻の教育プログラムの開発に取り組んでいる。

## 7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本研究科では、医療及び医学関連分野で活躍している社会人に高度の医学研究能力を身につける機会を提供するために、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を活用して、昼夜開講制による授業を実施しており、本専攻でも同様の対応による教育を実施する。

### (1) 修業年限

本研究科修士課程は標準修業年限が2年であるが、職業等を有しながら研究に取り組むには時間的制約等の困難も多く、修了までに2年以上要することもあり、経済的負担が大きくなる。そこで本研究科では、職業を有する等個人の事情に応じて柔軟に標準修業年限(2年)を超えて履修し、学位を取得できるよう「長期履修学生制度」(最長4年)を設けている。

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

研究指導は、指導教員を中心とし、本専攻教員間の積極的な協力に基づき細かい指導体制により、専門的分野と学際的観点から実施する。

### (3) 授業の実施方法

通常の授業時間帯のほかに、社会人が大学院の授業、研究指導をより受けやすくするために、夜間や特定の時間・時期に授業・研究指導の時間を設ける。また、必要に応じて長期休暇を利用して授業を受講することも可能である。これらの場合、指導を希望する教員と十分相談の上、実施可能な履修計画を検討する。

さらに、オンデマンド型を含む講義のオンライン開講を導入し、社会人学生が自身の就業先からの受講や就業時間外の受講がしやすい体制を整える。

### (4) 教員の負担の程度

土日開講の授業を担当する教員に対して、勤務時間の振替措置を実施するとともに、過重な勤務とならないように他の授業科目の開講時間の調整を実施する。また、育児・介護が必要な教員には、夜間の授業が継続しないように配慮する。一部の教員に過度な負担が生じないように十分に配慮する。

### (5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学附属図書館は、平日8時30分から20時00分まで、土日祝日11時00分から18時30分まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を取っている。また、電子ジャーナル学外認証に対応しており、自宅等の学外から文献データベースにアクセス可能であるため、文献の調査も効率的に実施できる。

また、医学部図書館では、特に医学・看護学の専門書をそろえ、平日9時から24時まで利用可能となっている。

### (6) 入学者選抜の概要

本専攻では、社会人特別選抜を実施する。入学者の選抜は、外部試験を活用した外国語試験及び面接(口述試験を含む)の結果を総合して合否を判定する。(社会人特別

選抜に係る詳細については、「8-2. 入学者選抜の方法・体制」を参照)

## **8. 入学者選抜の概要**

### **8-1. 学生受入れの方針**

養成する人材像及び教育課程の編成方針を踏まえ、アドミッション・ポリシーを次のとおり定める。

#### デジタルヘルス専攻アドミッション・ポリシー

1. 医療または情報工学のいずれかの分野に関する基礎知識を有し、デジタル技術を活用した医療分野の課題解決に取り組む意欲を持っている人。
2. 高い倫理観と社会貢献の意欲を持ち、専門分野を超えて学び続け、新たな知識や技術を柔軟に取り入れる意欲を持っている人。
3. 異なる立場や視点を尊重し、円滑な対話を通じて多様な専門分野の人々と協力できる人。

### **8-2. 入学者選抜の方法・体制**

デジタルヘルス専攻の入学者選抜は、入学定員（10名）に基づき9月下旬実施予定の「第1次選抜」及び1月下旬実施予定の「第2次選抜」により行う。合否判定については、本研究科の教員で構成される大学院委員会及び研究科教授会等において厳格な審査を経て決定するものとする。なお、専攻設置時期の都合により、設置初年度の第1次選抜は9月下旬に実施するが、設置2年目以降は8月中旬に実施予定とする。入学者の選抜方法及び体制の詳細は以下の通りとする。

- (1) 一般選抜（第1次：9月下旬実施予定 ※設置2年目以降は8月中旬実施予定）

出願時に際して志願者は、入学志願票に志望する専攻を記入し、出身大学等の成績証明書及び志望理由書等を併せて提出する。

選抜は外国語試験及び面接（口述試験を含む）の結果を総合して合否を判定する。外国語試験については、出願前2年以内に受験したTOEICのスコア、TOEFLのスコアレポート、IELTSの成績証明書のいずれか1つを用いることとし、当該書類を入学試験時に提出させる。面接試験では、志望理由や研究意欲、これまでの活動歴等に関するプレゼンテーションを含む個人面接を実施し、適性及び人物評価を厳格に行う。

- (2) 一般選抜（第2次：1月下旬実施予定）

デジタルヘルス専攻の入学定員を充足していない場合に限り、第2次学生募集を実施する。提出書類及び選抜方法については、原則として第1次試験における基準及び方法を同様に適用する。

### (3) 社会人特別選抜

本選抜の対象者は、企業、官公庁、研究機関等に職員として勤務する者、または過去の実務経験や国家資格の取得等により社会人として認められる者とする。

出願時に際して志願者は、入学志願票に志望する専攻を記入し、出身大学等の成績証明書、志望理由書、受験承諾書及び業績等を確認できる書類等を併せて提出する。

選抜は外国語試験及び面接（口述試験を含む）の結果を総合して可否を判定する。外国語試験については、出願前2年以内に受験した TOEIC のスコア、TOEFL のスコアレポート、IELTS の成績証明書のいずれか1つを用いることとし、当該書類を入学試験時に提出させる。面接試験では、社会人経験に基づいた志望理由や研究意欲、これまでの活動歴等に関するプレゼンテーションを含む個人面接を実施するとともに、出願時に提出された書類により社会人としての業績も勘案した上で、適性及び人物評価を厳格に行う。

## 9. 教育研究実施組織の編成の考え方及び特色

### 9-1. 教員組織の編成の考え方等

教員組織の編成にあたっては、本専攻の設置の趣旨及び教育課程の特色を踏まえ、医療現場に精通し、現場へのデジタル技術導入の経験を有する医学・医療系分野の教員を基盤としつつ、AI、データサイエンス及び情報システム等を専門とする情報工学系分野の教員を配置することで、医療とデジタル技術を橋渡しできる体制を構築している。併せて、医療情報の利活用に伴う倫理や法制度に関する教育を担う教員を配置し、実践的かつ多面的な教育研究を可能としている。

また、教育上主要と認める授業科目、特に必修科目については、いずれも専任教員を配置している。必修科目には、データサイエンスや電子カルテ情報の取り扱いに関する講義及び演習も含まれるが、これらについても情報工学系分野の知識を有する医学系研究科所属の専任教員が中心となって担当することで、教育内容の一貫性及び継続性を確保し、体系的な教育を行う体制を整えている。

### 9-2. 年齢構成及び定年

教員の年齢構成については、以下のとおりであり、一定の年代に教員数が集中しないよう計画的な採用を行っている。また、教員の定年は、国立大学法人三重大学職員就業規則（参考資料4参照）により65歳と定めているほか、寄附講座の教員については定年を68歳までと定めている。

デジタルヘルス専攻 専任教員の年齢構成 設置時（令和9年4月時点）					
職 位	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～68歳	合 計
教 授		2人	4人	1人	7人
准教授	1人				1人
講 師		1人	1人		2人
助 教	2人			1人	3人

国立大学法人三重大学職員就業規則（抄）

（定年）

第 21 条 職員の定年は、満 65 歳とする。

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

国立大学法人三重大学職員の任期に関する規程第 2 条第 6 号に規定する大学教員の最終雇用年齢に関する規程（抄）

国立大学法人三重大学における教育研究の進展及び充実のため雇用する国立大学法人三重大学職員の任期に関する規程第 2 条第 6 号に規定する寄附講座又は寄附研究部門に所属する大学教員（以下「寄附講座大学教員等」という。）には、国立大学法人三重大学職員就業規則第 21 条の規定を適用しないものとする。ただし、寄附講座大学教員等の雇用にあたっては、当該寄附講座大学教員等の年齢が満 68 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日を超えた者を雇用できないものとする。

なお、完成年度（令和 11 年 3 月 31 日時点）における教員組織の年齢構成は以下のとおり。

デジタルヘルス専攻 専任教員の年齢構成 完成年度（令和11年3月時点）					
職 位	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～68歳	合 計
教 授		1人	5人	1人	7人
准教授	1人				1人
講 師		1人	1人		2人
助 教	1人	1人		1人	3人

### 9-3. 事務組織

事務組織は、履修申請、学位授与審査申請及び奨学金申請等をはじめとする教学事務全般について、医学部及び医学系研究科の学生を対象に支援を行い、教育・研究活動が円滑に運営されるように努める。また、留学生支援や在学生の海外留学等の国際交流に関わる事項については、本学国際戦略機構と連携しながら、必要に応じて適切なサポートを行う。

## 10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

### 10-1. 研究の実施についての考え方、実施体制

本学では、世界に貢献する特色ある先端研究、地域に根ざしたオンリーワン研究、社会課題の解決につながる応用研究、さらに未来を拓く多様な基礎研究に取り組み、国際性と高い倫理性を備えた研究活動を行うことを目標としている。

上記の目標を達成するため、独自の研究支援制度により、研究資金や渡航費用の支援、公的研究費獲得に向けた支援等を実施している。

また、既存の組織を再編することで令和4年4月に「三重大学研究基盤推進機構」を設置し、本学が社会とともに発展することを目指して、多様的に展開する研究活動を支援、推進している。

### 10-2. 技術職員やURAの配置状況

#### (1) 技術職員

本研究科内には3名の技術職員が配置されており、各専門分野における研究活動を効率的かつ効果的に遂行するための体制が整備されている。これらの技術職員には、病理解剖等の専門的技術を担う職員も含まれており、研究及び教育活動に必要な高度な技術的支援が適切に提供されている。

#### (2) URA

これまでURAは、教員として採用していたが、更なる研究資金獲得、研究活動マネジメント等の研究力の強化を目的に、研究支援業務を専門的に行う専門職(URA)を令和6年度から新設した。令和7年12月時点で教員5名、専門職(URA)4名の計9名を配置しており、今後更に増員していく。

本学では、研究・社会連携活動を統括する組織である研究・地域連携統括本部(令和6年4月設置)にURA室を設置し、研究者が研究に専念できる環境と十分な研究時間を確保し、研究成果を社会変革につながるイノベーションの創出を推進している。

また、本学ではURAを「研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化

等を支える業務に従事する者」と定義しており、外部資金の獲得のための支援、企業・自治体等と本学教員等との共同研究等のマッチング、研究支援、進捗状況の管理及び知的財産権の管理等を行っている。

## **1 1. 施設・設備等の整備計画**

### **1 1-1. 校地等の整備計画**

本研究科の専任教員の教育・研究拠点は上浜キャンパス（三重県津市）に置かれている。当該校地は、医学部に加え、本研究科の修士課程医科学専攻、博士前期課程看護学専攻、博士課程生命医科学専攻及び博士後期課程看護学専攻と共用しているほか、新たにデジタルヘルス専攻も同キャンパスを利用することとなる。しかしながら、現在の在籍学生数や、施設利用状況を総合的に勘案すると、教育・研究の実施に支障が生じることはなく、円滑な運営が可能である。

### **1 1-2. 校舎等施設の整備計画**

上浜キャンパスには、本研究科に関する授業を実施するための講義室や大学院学生の研究室（自習室）を備えた教育・研究棟の他、プレゼンテーションや講演会に利用可能なホール、図書館等の附属施設を有している。本研究科における教育・研究活動を円滑に行うために必要な施設・設備が十分に整っている。

### **1 1-3. 図書館の整備計画**

本学附属図書館は、「研究支援機能」、「学習支援機能」及び「地域貢献機能」の3つの機能をサービスの柱に据え、主に教育研究上必要な図書・学術雑誌を収集・提供しており、91万冊を超える図書と約1万8千種以上の学術雑誌の所蔵に加え、5千種以上の電子ジャーナルを提供している。図書館の規模は、延床面積8,276㎡、閲覧座席741席である。館内には、閲覧室に加え、学生が自習に使用できる研究ブースやグループでの学習の場としてラーニングコモンズを設け、多様な学習形態に対応している。また、三重大学蔵書検索システム（MU-OPAC）による蔵書検索機能や国内外のデータベースを活用した論文検索システムを備えている他、利用者の希望に応じて他図書館等から必要な蔵書や論文等を取り寄せることも可能である。

開館時間等は以下の通りとなっている。

授業期の平日 8：30～20：00

休業期の平日 8：45～17：00

授業期の土日祝日 11：00～18：30

ただし、年末年始等は休館

また、分館として医学部図書館を設置し、前述の蔵書のうち医学・看護学分野を中心

とした図書 19,627 冊・雑誌 1,507 種を所蔵している。医学図書館は医学系研究科の建物内に設置され、延床面積 929 m<sup>2</sup>、閲覧座席数 171 席である。図書・雑誌は、開架書架に配架しているため自由に閲覧可能であり、社会人大学院生や附属病院職員が利用しやすいよう、開館時間は、土日・祝日に関わらず 9:00～24:00（係員の在室は平日 9:00～17:00）としている。

## 1.2. 管理運営

本研究科における教育研究活動に係る重要事項の審議は、教授会と、その下部委員会である博士専門委員会、修士専門委員会、大学院委員会等で実施している。それらの責務と権限は以下の通りである。

教授会は、医学系研究科の専任教授等を構成員として原則月 1 回開催しており、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④学生の再入学、転入学、編入学及び転学部に関する事項等を審議し、最終決定を行っている。

各専門委員会は、上記事項について審議を行う。大学院委員会は、本研究科に関する教育課程、教育指導及び研究指導、授業、学生の表彰、入学料及び授業料の免除等、独立行政法人日本学生支援機構奨学生の選考、入試試験の実施、合格者の選考及び合否判定資料の作成に関する事項等を審議する。

## 1.3. 自己点検・評価

「三重大学評価委員会」を設置し、これらの委員会が中心となり、第三者評価である大学機関別認証評価及び国立大学法人評価に対応する教育・研究活動等の自己点検・評価と、学校教育法 109 条第 1 項の規定に基づき大学独自の自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、「三重大学における内部質保証に関する規程」に基づいて、自己点検項目等の評価対象事項について、各担当部局が自己点検・評価した上で、その結果を評価専門委員会において検証し、評価委員会で総括するという方法で毎年実施している。評価の結果は、評価報告書として取りまとめ三重大学ホームページに公開しているほか、学内会議で報告している。

※学校教育法 109 条第 1 項の規定に基づく自己点検・評価結果

<https://www.mie-u.ac.jp/about/check/index.html#15jikotenken>

## 1.4. 情報の公表

公的教育・研究機関として社会への説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上さ

せる観点から、ホームページや広報誌等を通じて、教育・研究活動、産学連携活動、社会貢献活動の状況を積極的に公表している。

①大学ホームページアドレス (<https://www.mie-u.ac.jp/>)

②学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育・研究活動等の状況の公表

以下の項目について、下記アドレスにて一括して閲覧可能な形で公表している。

(<https://www.mie-u.ac.jp/about/disclosure/annouce/index.html>)

- (1) 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること  
本学の基本理念及び目標、学部・大学院の目的、本学の3つの方針等
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること  
本学の運営組織、各学科の概要、各専攻の概要等
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること  
教員組織、役員・教員数（職位別、年齢別、男女別）及び教員の保有学位、専門分野、業績等
- (4) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること  
医学系研究科のアドミッション・ポリシー、入学・収容定員数、在籍学生数、入学者選抜状況、進路状況、就職状況等
- (5) 大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること  
医学系研究科に入学した者のうち標準修業年限内で修了した者の占める割合等
- (6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること  
医学系研究科のシラバス等
- (7) 学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること  
医学系研究科の成績評価、卒業・修了認定基準、取得可能学位
- (8) 校地、校舎の施設及び設備その他の教育研究環境に関すること  
土地・建物、課外活動施設、学生食堂、保健管理センター、附属図書館、自習室、その他の学習環境施設、交通案内
- (9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること  
授業料・入学料の額、入学料・授業料免除、学生寄宿舎寄宿料、学内施設利用料
- (10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  
修学支援（オフィスアワー、修学相談、奨学金制度等）、就職・キャリア支援

(就職相談、各種セミナー・就職ガイダンスの実施等)、学生生活支援(アルバイト紹介、学生寮案内等)、心身の健康等に係る支援(一般内科相談、メンタルヘルス相談)、ハラスメント相談、留学生支援(日本語教育、異文化交流体験等)、障害者支援

- (11) 大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に関すること  
学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するための基準
- (12) 学部・研究科等の設置計画に関する情報  
本学の学部及び大学院の設置計画書及び設置計画履行状況等報告書
- (13) 教学マネジメント指針に関する事項  
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修・教育成果に関する情報、学修・教育成果を保証する条件に関する情報

### ③その他

- ・学則等各種学内規則  
(<https://www.mie-u.ac.jp/koukai/kisoku/index.html>)
- ・自己点検・評価結果  
(<https://www.mie-u.ac.jp/about/check/index.html#15jikotenken>)

## 15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

教育内容等の改善のための組織的な取組は、本学の教育に関する全学的事項の審議を行うために設置している「三重大学教育・学生会議」が核となり進めているが、全学的なFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動は、全学組織である「教育推進・学生支援機構」等が実務を担い、毎年数回の研修会を実施している。

また、教育内容・方法改善のための各種アンケート調査(「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」(実施主体:教育推進・学生支援機構、実施頻度:每学期1回)、「三重大学教育満足度調査」(実施主体:教育推進・学生支援機構、実施頻度:毎年1回)、「卒業生・修了生・事業所へのアンケート調査」(実施主体:教育推進・学生支援機構、実施頻度:3年程度に1回)等)を継続的に実施しており、結果分析と分析結果の各担当部局と教員へのフィードバック及び分析結果に基づくカリキュラムの検証等の取組を行い、教育の質の向上や改善を図っている。

また、本研究科では教育内容及び教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを継続的に実施している。研究科教授会において、大学院委員長より「学びの振り返り・授業改善のためのアンケート結果」や「教育満足度調査」に基づく報告が行われ、教員間で教育改

善への意識を共有・向上させる機会を設けている。また、大学院委員会において、年1回、修士課程及び博士課程の学生（社会人学生及び一般学生）と学生懇談会を開催し、教育内容等に関する意見交換の場を設けることで、学生の声を教育改善に活かすための具体的な方策を講じている。

## 養成する人材像と3つのポリシーの関係性 ①知識・技能

「養成する人材像」において示している知識、能力等ごとに、3つのポリシーの関連する箇所を抜粋し、特に関連性の高い箇所を太字・下線で示している

養成する人材像

医療現場のニーズを的確に把握・理解し、デジタル技術を効果的に活用したソリューションを提案できる能力

ディプロマ・ポリシー

1. 医療分野の課題解決に必要なデジタル技術の専門知識と技能を備えている。
2. 医療現場へのデジタル技術の導入プロセスと成果について、論理的で分かりやすい説明ができる。

カリキュラム・ポリシー  
(教育課程における教育・  
学修方法に関する方針)

- デジタルヘルスにおける基礎知識、応用スキル、実践力を体系的に修得するため、以下の教育方法を採用する。
1. 基礎的学び: AI、IoT、クラウド技術、データ解析など、医療DXに必要な最新技術を体系的に学ぶ。また企業や医療現場から講師を招き、現場の具体的な課題に触れる機会を設ける。これにより、PBL (Problem-Based Learning)を通じて、これらの技術を課題解決に応用する方法を学ぶ。また、医療倫理や法令に関する基本的事項を学ぶ。
  2. 実践的学び: 地域医療機関や企業と連携したOPTによってデジタルヘルスに関連した実際のプロジェクトに参加する。この過程で、実務能力を強化する。
  3. 研究活動 : OPTを通じて得られたプロジェクト成果をもとにレポートを作成する。このレポートは修士論文の基礎となる。

アドミッション・ポリシー

1. 医療または情報工学のいずれかの分野に関する基礎知識を有し、デジタル技術を活用した医療分野の課題解決に取り組む意欲を持っている人。
2. 高い倫理観と社会貢献の意欲を持ち、専門分野を超えて学び続け、新たな知識や技術を柔軟に取り入れる意欲を持っている人。

## 養成する人材像と3つのポリシーの関係性 ②倫理観

「養成する人材像」において示している知識、能力等ごとに、3つのポリシーの関連する箇所を抜粋し、特に関連性の高い箇所を太字・下線で示している

養成する人材像

**医療データの取り扱いやプライバシーに関する法規制の知識と高い倫理観**

ディプロマ・ポリシー

3. **デジタル技術の医療応用に関して高い倫理観を持ち、責任ある行動**ができる。

カリキュラム・ポリシー  
(教育課程における教育・  
学修方法に関する方針)

デジタルヘルスにおける基礎知識、応用スキル、実践力を体系的に修得するため、以下の教育方法を採用する。

1. 基礎的学び: AI、IoT、クラウド技術、データ解析など、医療DXに必要な最新技術を体系的に学ぶ。また企業や医療現場から講師を招き、現場の具体的な課題に触れる機会を設ける。これにより、PBL (Problem-Based Learning)を通じて、これらの技術を課題解決に応用する方法を学ぶ。また、**医療倫理や法令に関する基本的事項を学ぶ**。
2. 実践的学び: 地域医療機関や企業と連携したOPT によってデジタルヘルスに関連した実際のプロジェクトに参加する。この過程で、実務能力を強化する。
3. 研究活動 : OPTを通じて得られたプロジェクト成果をもとにレポートを作成する。このレポートは修士論文の基礎となる。

アドミッション・ポリシー

2. **高い倫理観と社会貢献の意欲**を持ち、専門分野を超えて学び続け、新たな知識や技術を柔軟に取り入れる意欲を持っている人。

## 養成する人材像と3つのポリシーの関係性 ③現場との連携による課題解決力

「養成する人材像」において示している知識、能力等ごとに、3つのポリシーの関連する箇所を抜粋し、特に関連性の高い箇所を太字・下線で示している

---

養成する人材像

医療機関や地域社会と協力し、多職種連携を通じて、医療現場でデジタル技術の導入と活用を推進する能力

---

ディプロマ・ポリシー

4. 学際的な知識を活かし、異なる専門分野の連携を促進して医療システム改善に貢献できる。

---

カリキュラム・ポリシー  
(教育課程における教育・  
学修方法に関する方針)

デジタルヘルスにおける基礎知識、応用スキル、実践力を体系的に修得するため、以下の教育方法を採用する。

1. 基礎的学び: AI、IoT、クラウド技術、データ解析など、医療DXに必要な最新技術を体系的に学ぶ。また企業や医療現場から講師を招き、現場の具体的な課題に触れる機会を設ける。これにより、PBL (Problem-Based Learning)を通じて、これらの技術を課題解決に応用する方法を学ぶ。また、医療倫理や法令に関する基本的事項を学ぶ。
  2. 実践的学び: 地域医療機関や企業と連携したOPT によってデジタルヘルスに関連した実際のプロジェクトに参加する。この過程で、実務能力を強化する。
  3. 研究活動 : OPTを通じて得られたプロジェクト成果をもとにレポートを作成する。このレポートは修士論文の基礎となる。
- 

アドミッション・ポリシー

3. 異なる立場や視点を尊重し、円滑な対話を通じて多様な専門分野の人々と協力できる人。

---

デジタルヘルス専攻 修了までのスケジュール

学年	月	履修	研究指導	備考	
入学前					
1年	4	履修登録	指導教員決定 研究計画指導		
	5				
	6		研究指導		
	7				
	8				
	9				
	10	履修登録			
	11				
	12				
	1				
	2				
	3	履修登録(2年次分)		↓	
	2年	4		研究指導	
5					
6			論文指導		
7					
8					
9					
10		履修登録			
11				学位論文申請書類配付	
12				↓	
1			主査 副査決定 修士論文提出	学位論文提出締切	
2			論文審査		
3		学位授与	修了判定 学位授与		

開講科目の配置(一覧)

科目群	1年生		2年生		単位数計
	前期	後期	前期	後期	
必修科目	デジタルヘルス概論(2) ヘルスケアインテリジェンス演習(2) 知的財産・研究インテグリティ・ELSI(2)	医療従事者から学ぶ医療現場の課題(2)			8
医学系選択科目	臨床医学概論(2)	デジタルヘルスと医療・社会システム(2) 病院情報システム(2)			6
工学系選択科目	統計・機械学習基礎論(2) デジタルインテリジェンス特論(2)	デジタルヘルスソリューション演習(2) ウェアラブル・IoTシステム特論(2)	情報セキュリティ特論(2)		10
共通選択科目		国際医療情報規格と相互運用性(2)	製品開発戦略とプロダクトマネジメント(2) デジタルヘルスビジネス戦略(2)	事業計画演習(2)	6
研究科目	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	12

履修モデル1-1 工学系の知識をバックグラウンドに持つ学生のカリキュラム  
(例:情報工学あるいは情報学に関する学部を卒業した学生)

科目群	1年生		2年生		単位数計
	前期	後期	前期	後期	
必修科目	デジタルヘルス概論(2) ヘルスケアインテリジェンス演習(2) 知的財産・研究インテグリティ・ELSI(2)	医療従事者から学ぶ医療現場の課題(2)			8
医学系選択科目	臨床医学概論(2)	病院情報システム(2)			4
工学系選択科目		ウェアラブル・IoTシステム特論(2)			2
共通選択科目		国際医療情報規格と相互運用性(2)	製品開発戦略とプロダクトマネジメント(2)		4
研究科目	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	12
					合計 30

## 履修モデル1-2 工学系の社会人学生のカリキュラム

(例:企業において医療システムの開発に従事する技術者)

科目群	1年生		2年生		単位数計
	前期	後期	前期	後期	
必修科目	デジタルヘルス概論(2) ヘルスケアインテリジェンス演習(2) 知的財産・研究インテグリティ・ELSI(2)	医療従事者から学ぶ医療現場の課題(2)			8
医学系選択科目	臨床医学概論(2)	デジタルヘルスと医療・社会システム(2)			4
工学系選択科目	統計・機械学習基礎論(2)				2
共通選択科目			デジタルヘルスビジネス戦略(2)	事業計画演習(2)	4
研究科目	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	12
					合計 30

## 履修モデル2 コメディカル系の知識・経験をバックグラウンドに持つ社会人のカリキュラム

(例:臨床工学技士や診療放射線技師等のコメディカル系の学部を卒業した学生、臨床工学技士や診療放射線技師等のコメディカル職に従事する社会人)

科目群	1年生		2年生		単位数計
	前期	後期	前期	後期	
必修科目	デジタルヘルス概論(2) ヘルスケアインテリジェンス演習(2) 知的財産・研究インテグリティ・ELSI(2)	医療従事者から学ぶ医療現場の課題(2)			8
医学系選択科目		病院情報システム(2)			2
工学系選択科目	デジタルインテリジェンス特論(2)	デジタルヘルスソリューション演習(2)	情報セキュリティ特論(2)		6
共通選択科目			製品開発戦略とプロダクトマネジメント(2)		2
研究科目	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習I(通年)(2) デジタルヘルス特別研究I(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	デジタルヘルス実践実習II(通年)(2) デジタルヘルス特別研究II(通年)(4)	12
					合計 30

○国立大学法人三重大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第81号)

改正	平成17年6月23日規則	平成18年4月1日規則
	平成19年6月28日規則	平成20年3月27日規則
	平成20年9月25日規則	平成20年11月11日規則
	平成21年3月30日規則	平成21年5月28日規則
	平成22年3月24日規則	平成22年6月24日規則
	平成22年12月20日規則	平成24年3月29日規則
	平成25年3月28日規則	平成27年3月26日規則第81号
	平成28年3月24日規則第81号	令和元年11月21日規則第81号
	令和4年3月24日規則第81号	令和4年6月28日規則第81号
	令和4年10月11日規則第81号	令和4年11月22日規則第81号
	令和5年3月28日規則第81号	令和5年5月16日規則第81号
	令和5年12月26日規則第81号	令和7年3月26日規則第81号
	令和7年10月7日規則第81号	

目次

第1章 総則(第1条－第6条)

第2章 人事

第1節 採用(第7条－第9条)

第2節 昇進及び降職(第10条－第11条の5)

第3節 異動(第12条－第14条)

第4節 休職(第15条－第18条)

第5節 退職及び解雇(第19条－第28条)

第3章 給与(第29条－第37条)

第4章 服務(第38条－第44条)

第5章 知的財産(第45条)

第6章 勤務時間, 休日, 休暇等(第46条－第56条)

第7章 研修(第57条)

第8章 賞罰(第58条－第62条)

第9章 安全衛生(第63条－第71条)

第10章 出張(第72条・第73条)

第11章 福利・厚生(第74条・第75条)

第12章 災害補償(第76条・第77条)

第13章 退職手当(第78条－第80条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は, 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき, 国立大学法人三重大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は, 大学の職員に適用する。ただし, 次の各号に定める職員の就業については, 別に定める。

- (1) 非常勤職員
- (2) 第23条の規定により再雇用された職員
- (3) 生物資源学研究科附属練習船勢水丸に勤務する船員
- (4) 外国人教師及び外国人研究員

- (5) 特任一般職員
- (6) 専任の医学部附属病院長
- (7) その他学長が必要と認める職員  
(職員の区分)

第3条 この規則における職員の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職員 大学教員及び附属学校教員
  - (2) 一般職員 前号以外の職にある者
- 2 前項の職員の職種及び職名は、別に定める。
- 3 第1項の職員のうち、任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。

(権限の委任)

第4条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第5条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を遵守し、誠実にその履行に努めなければならない。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

(採用)

第7条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 職員の選考に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員採用等規程(以下「採用等規程」という。)による。

(労働条件の明示)

第8条 学長は、職員の採用に際しては、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (6) 退職(解雇の事由を含む。)に関する事項

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には、採用の日から3カ月間の試用期間を設ける。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間終了前に正規の職員とするに学長が不相当と認めたときは、解雇することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### 第2節 昇進及び降職

(昇進)

第10条 職員の昇進は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績等に基づいて行う。

3 職員の選考に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

(降職)

第11条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降職させることがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他、必要な適格性を欠く場合

2 職員の降職に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

(管理監督職勤務上限年齢による降職)

第11条の2 学長は、管理又は監督の地位(国立大学法人三重大学職員給与規程(以下「給与規程」という。))第13条第1項に規定する管理職手当支給対象者が就いている職(以下「管理監督職」という。))にある職員(大学教員を除く。)で、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間(第11条の4の規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。)に、管理監督職以外の最も上位の職へ降職をするものとする。ただし、異動期間にこの規則の他の規定により、当該職員について他の職への昇進若しくは降職をした場合又は第22条第1項の規定により当該職員を管理監督職に就いたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。

3 第1項の規定による他の職への降職に関し必要な事項については、別に定める。

(管理監督職への採用等の制限)

第11条の3 学長は、採用、昇進又は降職しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職に就いているものとした場合における異動期間の末日の翌日(管理監督職勤務上限年齢により降職した職員にあっては、当該降職をされた日)以後、当該管理監督職に採用、昇進又は降職することができない。

(管理監督職勤務上限年齢による降職及び管理監督職への採用等の制限の特例)

第11条の4 学長は、管理監督職以外の職へ降職をすべき管理監督職に就いている職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が就く管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に第21条に規定する定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職に就く職員に、当該管理監督職に就いたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の降職により職務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(2) 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の降職により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより職務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 学長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職に就く職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が就く管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降職に関し必要な事項については、別に定める採用等規程による。

(希望降職)

第11条の5 第11条の2に規定するもののほか、管理監督職に就いている職員以外の職員(大学教員を除く。)が満60歳に達した日以後に降職を希望する場合には、降職させることがある。

- 2 前項の規定により降職の決定をした職員を降職させる時期は、原則として申出のあった日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- 3 職員の希望降職に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

### 第3節 異動

(配置換及び兼務)

第12条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の配置換及び兼務に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

(出向)

第13条 職員は、業務上必要と認められる場合は、出向を命ぜられることがある。

- 2 職員の出向に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員出向規程による。

(赴任)

第14条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次の各号に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

### 第4節 休職

(休職)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職とする。

- (1) 負傷又は疾病により長期の療養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 国立大学法人三重大学職員兼業規程(以下「兼業規程」という。)第11条に規定する研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができない場合
- (6) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 労働組合業務に専従する場合
- (8) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(9) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 職員の休職に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

(休職の期間)

第16条 前条第1項第1号の事由が業務外である場合の休職期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。ただし、学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 前条第1項第1号の事由が業務上である場合の休職期間は、当該負傷又は疾病が治癒(症状固定を含む。)するまでの期間とする。ただし、労基法第81条の規定により打切補償を受けた場合又は業務災害による療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受取ることになった場合は、この限りでない。

3 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

4 前条第1項第3号から第5号まで、第8号及び第9号の休職期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

5 前条第1項第6号及び第7号の休職期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で学長が定める。同項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

6 前条第1項第3号から第5号までの休職期間が引き続き3年に達する際特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、更新した休職の期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

7 学長は、特に必要があると認めたときは、第4項の規定にかかわらず、前条第1項第5号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることができる。この休職の期間が5年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

8 前条第1項第4号及び第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると学長が認めたときは、必要に応じ、これを更新することができる。

(復職)

第17条 学長は、前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、すみやかに復職を命じるものとする。

2 前項の定めによらず、第15条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと診断した場合に限り、復職を命じる。この場合、産業医又は大学が指定する医師の診断を求めることがある。

3 前2項の場合、学長は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の状態その他を考慮し、産業医又は大学の指定する医師の意見を聴取の上、他の職務に就かせるなど必要な措置をとることがある。

(休職中の身分)

第18条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、その休職期間中、別に定める給与規程において別段の定めをしない限り、給与を支給されない。

#### 第5節 退職及び解雇

##### (退職)

第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 第21条の2に定める早期退職制度に基づき、退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (4) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (5) 第15条第1項第1号(業務上の事由に起因する場合を除く。)から第9号までに定める休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅せず、復職できないとき。
- (6) 死亡したとき。

- 2 退職を申し出た職員が第59条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続中である場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

##### (自己都合による退職手続)

第20条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の少なくとも14日前までに学長に退職届を提出しなければならない。

- 2 職員は、退職届を提出後も、退職するまでの間は、従来職務に従事しなければならない。

##### (定年)

第21条 職員の定年は、満65歳とする。

- 2 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

##### (大学教員の早期退職)

第21条の2 大学教員は、前条第1項第1号に定める定年より前に、早期退職制度により退職することができる。

- 2 早期退職制度に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学大学教員早期退職規程による。

##### (定年による退職の特例)

第22条 学長は、定年に達した職員(大学教員を除く。)が第21条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生じると認められる十分な理由があるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第11条の4第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職に就いている職員については、同条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて承認したときに限るものとし、当該期限は、当該職員が就いている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 学長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が就いている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えない。

- 3 職員の定年退職日の延長に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。  
(再雇用)

第23条 第21条の規定により退職した者(大学教員を除く。)、満60歳に達した日以後に第19条第1項第1号の規定により退職した者(大学教員を除く。)又は前条の規定により定年退職日を延長して勤務した後退職した者で、本人が再雇用を希望し、第19条第1項第5号に定める退職事由又は第24条に定める解雇事由に該当しない場合は、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用するものとする。

- 2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲で更新することができる。ただし、別途定める更新基準を満たさない場合はこの限りでない。

- 3 前2項の規定による雇用期間の末日は、その者が満65歳に達する日以後における3月31日以前とする。

(解雇)

第24条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みのない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により大学の事業継続が不可能となった場合
- (5) 上記各号に準ずるやむを得ない事由が生じた場合

- 2 職員の解雇に関し必要な事項は、別に定める採用等規程による。

(解雇制限)

第25条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は業務災害による療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受取ることになった場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が、別に定める国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第28条第7号及び第8号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第26条 第24条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けて第60条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りでない。

(退職後の責務)

第27条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第28条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇理由に関してのみ退職前でも請求があれば交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その他事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 給与

(給与の種類)

第29条 職員の給与は、本給(本給の調整額及び教職調整額を含む。)及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、本府省業務調整手当、特別調整手当、競争的研究費獲得手当、職務手当、クロスアポイントメント手当、クロスアポイントメント特別手当、学術貢献費手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第30条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、本府省業務調整手当、特別調整手当及びクロスアポイントメント手当は、その月の月額的全額を毎月21日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び職務手当は、その月の分を翌月21日(この条において、「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日になるときは、支給日の直前の土曜日、日曜日又は休日でない日に繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前項ただし書きの規定により繰り上げる日数は前々日までとし、それ以外は支給日後の最初の土曜日、日曜日又は休日でない日に繰り下げて支給する。

3 競争的研究費獲得手当は、6月30日に、クロスアポイントメント特別手当、学術貢献費手当、期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(この項において、「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日曜日になるときは、支給日の前々日に、支給日土曜日になるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支給)

第31条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 労基法第24条第1項ただし書に定める労使協定が締結された事業場において、大学は、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、労使協定が締結された事業場においては、職員の申出に基づき、大学の取引銀行が振込可能な金融機関及び郵便局における本人の預貯金口座へ振り込むことにより、これを支払う。

(給与の決定)

第32条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、本給表に定める級及び号給に決定される。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表(一)
- (2) 一般職本給表(二)
- (3) 海事職本給表(一)
- (4) 海事職本給表(二)
- (5) 教育職本給表(一)
- (6) 教育職本給表(二)
- (7) 教育職本給表(三)
- (8) 医療職本給表(二)
- (9) 医療職本給表(三)
- (10) 指定職本給表

3 各本給表及び本給表の適用範囲は、別に定める。

4 第2項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準等については、別に定める。

(初任給)

第33条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮して決定する。

(昇給)

第34条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(年俸制適用者の給与)

第35条 職員の給与については、第29条から前条までの規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、年俸制を適用することができるものとし、その適用範囲、その他必要な事項は、別に定める。

第36条 削除

(給与に関する事項)

第37条 職員の給与に関し必要な事項は、第29条から第34条までに定めるもののほか、別に定める給与規程による。

#### 第4章 服務

(誠実義務)

第38条 職員は、大学の社会的使命と職務上の責任を自覚して勤務中は職務に専念し、大学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。

(職務従事免除期間)

第39条 職員は、次の各号のいずれかに該当する期間については、職務従事を免除される。

- (1) 勤務時間内レクリエーションに参加を承認された期間
- (2) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以「均等法」という。)第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- (4) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩、休業及び補食により勤務しないことを承認された期間
- (5) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間  
(遵守事項)

第40条 職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知ることのできた機密事項や個人情報等を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (4) 大学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒等業務の正常な遂行を妨げる行為をしてはならない。
- (5) 大学内で、風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 学長に許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(職員の倫理)

第41条 職員は、大学の業務の公共性を自覚し、公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学役職員倫理規程による。

(ハラスメント等に関する措置)

第42条 大学は、ハラスメント等の防止及び排除のために必要な措置をとるよう努めるとともに、健全なる職場環境の保持に努めなければならない。

2 職員は、互いに大学の構成員の自由及び権利を尊重しあうとともに、自己の有する権限や影響力を濫用して、大学の構成員の人格及び権利を侵害する行為を行ってはならない。

3 ハラスメント等の防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人三重大学におけるハラスメント等の防止及び対策に関する規程による。

(兼業の制限)

第43条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める兼業規程による。

(内部告発者の保護)

第44条 大学内で行われた非違行為の事実を大学に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けない。ただし、誹謗中傷を目的とした通報に関しては、この限りでない。

## 第5章 知的財産

(知的財産)

第45条 知的財産に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学知的財産規程による。

## 第6章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間)

第46条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、7時間45分とする。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

第47条 職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 始業 8時30分

(2) 終業 17時15分

(3) 休憩時間 12時から13時まで

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要と認められる場合は、前条第2項に定める勤務時間を超えない範囲において、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。

(変形労働時間制)

第48条 学長が指定する部署における職員の勤務時間は、第46条及び第47条の規定にかかわらず、別に定めるところにより変形労働時間制を適用することができる。

(フレックスタイム制)

第48条の2 学長が指定する職員の勤務時間は、第46条及び第47条の規定にかかわらず、別に定めるところによりフレックスタイム制を適用することができる。

(裁量労働制)

第49条 業務の性質上必要と認められる大学教員の勤務時間は、第46条及び第47条の規定にかかわらず、別に定めるところにより裁量労働に関するみなし勤務労働制を適用することができる。

(週休日)

第50条 職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)は、日曜日及び土曜日とする。

2 第48条を適用された職員の週休日は、別に定める。

(休日)

第51条 職員は、次の各号に掲げる日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。)

(時間外及び休日労働等)

第52条 職員は業務の都合により、労基法第36条の定めるところにより第46条の所定労働時間を超え、又は第50条の週休日及び第51条の休日に勤務を命ぜられることがある。

(休暇の種類)

第53条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(勤務時間、休日及び休暇等に関する事項)

第54条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、第46条から前条までに定めるもののほか、別に定める勤務時間等規程による。

(育児休業等)

第55条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て部分休業又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。

3 育児休業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員の育児休業等に関する規程による。

(介護休業等)

第56条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員の介護休業等に関する規程による。

## 第7章 研修

(研修)

第57条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教育職員は、本務に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 職員の研修に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員研修規程による。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める国立大学法人三重大学表彰規程により、これを表彰する。

(懲戒)

第59条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続の上、懲戒処分を行う。

(1) 職務上の義務に違反したとき。

(2) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。

(3) 正当な理由なく欠勤したとき。

(4) 正当な理由なく繰り返し遅刻、早退する等勤務を怠ったとき。

(5) 法律上の犯罪に該当する行為があつたとき。

(6) 重大な経歴詐称をしたとき。

(7) 大学の機密事項や不利益となること並びに職務上知り得た個人情報を、正当な理由なく他に漏らしたり又は漏らそうとしたとき。

(8) この規則その他大学の定める諸規程に違反したとき。

(9) 前各号に準ずる行為があつたとき。

2 職員の懲戒に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学職員懲戒規程による。

(懲戒の種類、内容)

第60条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給額の1回の額は、平均賃金の1日分の2分の1、1カ月の額は、当該月の給与額の10分の1の範囲とする。

(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、6月以下の期間を定め出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(禁錮以上の刑の扱い)

第60条の2 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には、役員会の議を経て前条第5号に規定する懲戒解雇とする。

2 前項において、執行猶予が付された場合は、第59条の規定により懲戒処分を行うものとする。

(訓告等)

第61条 第59条にかかわる懲戒処分の必要がない者についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第62条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は、第60条又は第61条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

## 第9章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第63条 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は、自己、同居人又は近隣の者が病毒伝播の恐れのある感染症にかかり若しくはその疑いがあり、大学の業務に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は申し出て、大学の定める措置に従わなければならない。

(協力義務)

第64条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第65条 職員は、大学が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第66条 職員は、火災その他非常災害や事故の発生を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、臨機の措置を取るとともに、直ちにその旨を上司その他関係者に連絡し、お互いに協力してその災害を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第67条 職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 安全及び衛生について学長の命令、指示等を守り、実行すること。

(2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第68条 職員は、大学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 前項の健康診断により産業医又は大学が指定する医師が必要と認める場合は、学長は一定期間の就業の禁止、勤務時間の短縮、時間外労働の制限、配置換等、当該職員の療養及び健康維持に必要な措置を講ずるものとする。

(受診命令等)

第68条の2 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員に対して、医師(大学が指定する医師。以下のこの条において同じ。)への受診を命じることができる。

(1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況、健康診断の結果等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合

(2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認める場合

(3) 疾病等より長期にわたり勤務しない者が職務に復帰しようとする場合

(4) その他職員の心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合

2 前項の規定による受診を命ぜられた職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。

3 学長は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。

(就業禁止)

第69条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は産業医若しくは大学の指定する医師の意見を聴取の上、就業を禁止することができる。

(1) 病毒伝播の恐れのある感染症にかかったとき。

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で業務により病勢が著しく増悪する恐れがあるとき。

(3) その他、前2号に準ずる疾病で、厚生労働大臣の指定する疾病にかかったとき。

(妊産婦である職員の就業制限)

第70条 学長は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

(安全・衛生に関する事項)

第71条 職員の安全・衛生に関し必要な事項は、第63条から前条までに定めるもののほか、別に定める国立大学法人三重大学職員安全衛生管理規程による。

## 第10章 出張

(出張)

第72条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、学長に報告しなければならない。

(旅費)

第73条 前条の出張に要する旅費に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学旅費規程による。

## 第11章 福利・厚生

(能率増進計画)

第74条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次の各号に掲げる事項について計画を樹立し、これの実施に努めなければならない。

(1) 職員のレクリエーションに関する事項

(2) 職員の厚生に関する事項

(宿舍利用基準)

第75条 職員の宿舍の利用に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人三重大学  
 宿舍規程による。

第12章 災害補償  
 (業務上の災害補償)

第76条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和2  
 2年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところにより、災害補償を行  
 う。

(通勤途上災害)

第77条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、  
 補償を行う。

第13章 退職手当  
 (退職手当の支給)

第78条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数並びに退職事由及  
 び解雇事由に応じて、退職手当を支給する。

(退職手当の不支給)

第79条 職員が次の各号の一に該当する場合は、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が6月未満の場合
- (2) 第60条第5号の規定により懲戒解雇された場合

(退職手当に関する事項)

第80条 職員の退職手当に関し必要な事項は、第78条及び前条に定めるもののほ  
 か、別に定める国立大学法人三重大学職員退職手当規程による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月23日規則)

この規則は、平成17年6月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日規則)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日規則)

この規則は、平成19年6月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月27日規則)

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月25日規則)

この規則は、平成20年9月25日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成20年11月11日規則)

この規則は、平成20年11月11日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月28日規則)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日規則)  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月24日規則)  
この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成22年12月20日規則)  
この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則)  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則(平成25年3月28日規則)
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
  - 2 平成25年3月31日に定年により退職した者については、改正後の第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日規則第81号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第81号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月21日規則第81号)  
この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規則第81号)  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月28日規則第81号)  
この規則は、令和4年6月28日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則(令和4年10月11日規則第81号)  
この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和4年11月22日規則第81号)  
この規則は、令和4年11月22日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

- 附 則(令和5年3月28日規則第81号)
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 次の表の左欄に掲げる期間における第21条第1項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、大学教員を除く職員に限る。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

- 3 前項の規定にかかわらず、一般職員のうち労務作業に従事する者の次の表の左欄に掲げる期間における第21条第1項の規定の適用については、同項中「満65

歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満63歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満63歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

附 則(令和5年5月16日規則第81号)

この規則は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年12月26日規則第81号)

この規則は、令和5年12月26日から施行する。

附 則(令和7年3月26日規則第81号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年10月7日規則第81号)

この規則は、令和7年10月7日から施行する。

# 学生確保の見通し等を記載した書類

## (三重大学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻)

### (1) 新設組織の定員充足の見込み及び定員設定の理由

- ① 新設組織の定員充足の見込み . . . . . P 2
- ② 新設組織の定員設定の理由 . . . . . P 8

### (2) 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

- ① 本学工学部生を対象とした取組 . . . . . P 9
- ② 医療機関等に従事する社会人を対象とした取組 . . . . . P 9
- ③ その他の学生確保に向けた取組と見込まれる効果 . . . . . P 9

### (3) 新設組織で養成する人材の社会的要請及び人材需要の動向

- ① 新設組織で養成する人材の社会的要請 . . . . . P 1 1
- ② 人材需要に関するアンケート調査 . . . . . P 1 2

(1) 新設組織の定員充足の見込み及び定員設定の理由

①新設組織の定員充足の見込み

本専攻の入学定員 10 名に対する充足見込みを考察するため、本学工学部生及び三重県内医療機関の病院長を対象にアンケート調査を実施した。

i) 本学工学部生を対象としたアンケート調査 (参考資料 01)

アンケートは、本専攻への志願が見込まれる工学部電気電子工学コース (以下、「電気電子」) 及び情報工学コース (以下、「情報工学」) の 3 年生 (令和 9 年度大学院進学)、2 年生 (令和 10 年度大学院進学) を対象に実施した。学年ごとの在籍学生数、回答者数及び回答率は表 1 のとおりである。

また、以降で各学年・コースの在籍学生全員が回答した場合について推計するため、回答者数の補正に使用する係数を併せて算出する。

表 1 : アンケート実施コースと学年ごとの在籍学生数、回答者数、回答率、補正係数

学年	コース名	在籍学生数	回答者数	回答率	補正係数 (在籍学生数/ 回答者数)
3 年生	電気電子	122	103	84.4%	1.18
	情報工学	76	55	72.4%	1.38
2 年生	電気電子	114	102	89.5%	1.12
	情報工学	78	59	75.6%	1.32

表 2-1、2-2 において、【設問 6-1】で本専攻へ進学希望 (「進学したい」または「どちらかといえば進学したい」と回答した者のうち、【設問 4-1】で卒業後の進路を「進学」または「わからない」と回答した者の数を示すとともに、回答者数に補正係数を乗じることで、調査対象コースの在籍学生全員が回答した場合の回答者数 (推計) を算出する。

表 2-1 : 本専攻への進学希望者のうち、卒業後の進路を「進学」または「わからない」と回答した数 (3 年生) (単位: 名)

コース	デジタルヘルス専攻への進学希望	卒業後の進路	回答者数 A	補正係数	回答者数 (推計) $A \times \text{補正係数} = A'$
電気電子	進学したい	進学	5	1.18	6
		わからない	2	1.18	2
	どちらかといえば進学したい	進学	20	1.18	24
		わからない	7	1.18	8
情報工学	進学したい	進学	0	1.38	0
		わからない	0	1.38	0
	どちらかといえば進学したい	進学	9	1.38	12
		わからない	4	1.38	6

表 2-2 : 本専攻への進学希望者のうち、卒業後の進路を「進学」または「わからない」と回答した数 (2 年生) (単位: 名)

コース	デジタルヘルス専攻への進学希望	卒業後の進路	回答者数 A	補正係数	回答者数 (推計) $A \times \text{補正係数} = A'$
電気電子	進学したい	進学	5	1.12	6
		わからない	1	1.12	1
	どちらかといえば進学したい	進学	7	1.12	8
		わからない	2	1.12	2
情報工学	進学したい	進学	3	1.32	4
		わからない	2	1.32	3
	どちらかといえば進学したい	進学	7	1.32	9
		わからない	5	1.32	6

表 2-1、2-2 で示した回答者数 (推計) に加え、以下の 2 点の仮定条件を考慮した上で、本専攻の志願者数 (推計) を表 3-1、3-2 のとおり算出する。

仮定 1) 大学院への進学率

卒業後の進路を「進学」と回答した学生 : 100%

卒業後の進路を「わからない」と回答した学生 電気電子 : 65.5%

情報工学 : 56.7%

※「わからない」と回答した場合は、各コースの平均進学率 (令和 4~6 年度)

仮定 2) 志願割合

デジタルヘルス専攻へ「進学したい」と回答した学生 : 90%

デジタルヘルス専攻へ「どちらかといえば進学したい」と回答した学生 : 50%

※工学研究科教員への聞き取り調査より設定

表3-1：志願者数（推計）（3年生）

（単位：名）

コース	デジタルヘルス専攻への進学希望	卒業後の進路	回答者数 (推計) A'	進学率 B	志願割合 C	志願者数 (推計) A' × B × C
電気電子	進学したい	進学	6	100%	90%	5
		わからない	2	65.5%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	24	100%	50%	12
		わからない	8	65.5%	50%	3
情報工学	進学したい	進学	0	100%	90%	0
		わからない	0	56.7%	90%	0
	どちらかといえば進学したい	進学	12	100%	50%	6
		わからない	6	56.7%	50%	2
志願者数（推計） 計						29

表3-2：志願者数（推計）（2年生）

（単位：名）

コース	デジタルヘルス専攻への進学希望	卒業後の進路	回答者数 (推計) A'	進学率 B	志願割合 C	志願者数 (推計) A' × B × C
電気電子	進学したい	進学	6	100%	90%	5
		わからない	1	65.5%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	8	100%	50%	4
		わからない	2	65.5%	50%	1
情報工学	進学したい	進学	4	100%	90%	4
		わからない	3	56.7%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	9	100%	50%	5
		わからない	3	56.7%	50%	1
志願者数（推計） 計						22

以上から、令和9、10年度入学における本学工学部からの志願者数（推計）を以下のとおり算出する。

【本学工学部からの志願者数（推計）】

令和9年度入学（3年生） 合計 29名 … I （表3-1参照）

令和10年度入学（2年生） 合計 22名 … II （表3-2参照）

ii) 三重県内医療機関を対象としたアンケート調査（参考資料 02）

本専攻では、医療機関で勤務する医療技術者からの志願を見込んでいるが、医療技術者が働きながら大学院へ入学するには、自身の所属する機関からの理解や推奨が不可欠である。そのため、三重県内医療機関（35 機関）の病院長を対象にアンケートを実施し、計 28 機関から回答を得た。

【設問 5-1】において、自身の機関のスタッフに本専攻への進学を「推奨したい」もしくは「条件が合えば推奨したい」と回答した医療機関は 24 機関（85.7%）となった。（表 4）

表 4：設問 5-1 「医療 DX の推進に必要なスキルアップのため、貴機関のスタッフに「デジタルヘルス専攻」への進学を推奨したいと思いますか」への回答結果

項目	機関数	割合
推奨したい	2	7.1%
条件が合えば推奨したい	22	78.6%
推奨しない	4	14.3%

また、【設問 5-1】で「推奨したい」と回答した機関では、今後 4 年間で進学を推奨したい人数を 2 名としている。（表 5）

表 5：設問 5-2 「（【設問 5-1】で「推奨したい」と回答された場合、）今後 4 年間で進学を推奨したいスタッフの数（累計）を教えてください」への回答結果

項目	機関数	割合
1 人	0	0.0%
2 人	2	7.1%
3 人以上	0	0.0%

この結果から、【設問 5-1】で「推奨したい」と回答した機関から本専攻への 1 年間の志願者数（推計）を以下のとおり算出する。

$$\begin{aligned}
 & (4 \text{ 年間で推奨したいスタッフ数}) \times (\text{回答機関数}) \\
 & = 2 \text{ 名} \times 2 \text{ 機関} \\
 & = 4 \text{ 名 (4 年間の志願者数)} \qquad \underline{\underline{1 \text{ 年間の志願者数} \quad 1 \text{ 名}}}
 \end{aligned}$$

さらに、【設問 5-1】で「条件が合えば推奨したい」と回答した機関では、オンデマンド型を含む講義のオンライン受講や講義の昼夜開講等の条件が合えば、スタッフの進学を推奨したいとの回答を得た。（表 6）

表 6：設問 5-3 「（【設問 5-1】で「条件が合えば推奨したい」と回答された場合、）どの

ような条件が合えば推奨したいですか」への回答結果（複数回答）

項目	機関数	割合
オンデマンド型を含む講義のオンライン受講	20	71.4%
講義の昼夜開講	10	35.7%
計画的に就学期間を延長する長期履修制度	6	21.4%
入試における社会人特別選抜の実施	2	7.1%
その他	1	3.6%

この結果に加え、以下の予定及び仮定条件を考慮した上で、【設問5-1】で「条件が合えば推奨したい」と回答した機関から本専攻への1年間の志願者数（推計）を以下のとおり算出する。（表7）

（予定）本専攻では、「どのような条件が合えば推奨したいか」という設問で提示した条件を全て満たす。

（仮定）条件が合った場合、各機関からの4年間の推奨スタッフ数は1名とする。

表7：条件が合った場合の志願者数（推計）

条件	計算式※	1年間の志願者数（推計）
オンデマンド型を含む講義のオンライン受講	20 機関×1 名÷4 年間	5.0 名
講義の昼夜開講	10 機関×1 名÷4 年間	2.5 名
計画的に就学期間を延長する長期履修制度	6 機関×1 名÷4 年間	1.5 名
入試における社会人特別選抜の実施	2 機関×1 名÷4 年間	0.5 名

※計算式

（各条件の回答機関数）×（各機関からの4年間の推奨スタッフ数 1名）÷4年間  
 = 1年間の志願者数（推計）

表7で求めた各条件の1年間の志願者数（推計）の平均を【設問5-1】で「条件が合えば推奨したい」と回答した機関から本専攻への1年間の志願者数（推計）とする。

$(5.0 + 2.5 + 1.5 + 0.5) \div 4 \doteq \underline{2.4 \text{ 名 (1年間の志願者数)}}$

以上から、医療機関からの年間志願者数（推計）は以下のとおり算出する。

（【設問 5 - 1】で「推奨したい」と回答した機関からの志願者数） + （【設問 5 - 1】で「条件が合えば推奨したい」と回答した機関からの志願者数）

=1 名 + 2.4 名

=3.4 名

≒3 名 … Ⅲ

i) 及び ii) から、本専攻への入学年度別の志願者数及び志願倍率（推計）を表 8 のとおり算出する。

表 8：入学年度別の志願者数及び志願倍率（推計）

入学年度	志願者数（単位：名）			志願倍率 （推計）※
	工学部 【 i） I 及び II】	医療機関 【 ii） III】	合計	
令和 9 年度	29	3	32	3.2
令和 10 年度	22	3	25	2.5

※入学定員 10 名と設定した場合

以上のことから、適切な選抜を実施した上で、入学定員を充足できると考えられる。

## ②新設組織の定員設定理由

「①新設組織の定員充足の見込み」で述べたとおり、本学工学部生及び三重県内医療機関を対象に実施したアンケート調査の結果から、本専攻への十分な進学ニーズがあると考えられる。

また、本専攻では、実際の医療現場でのプロジェクトに参画し、医療分野における DX の考え方や実現方法などについて、プロジェクトベース型の実習を通じて学ぶ。実習は本学医学部附属病院のほか、本学と連携して DX プロジェクトに取り組んでいる県内の医療機関で実施することとしており、現在予定している実習先と受入可能人数は表 9 のとおり。

表 9：実習先及び受入可能人数

実習先	受入可能人数
三重大学医学部附属病院	10 名程度
連携医療機関	計 10 名程度
桑名市総合医療センター	1、2 名程度
三重県立総合医療センター	1、2 名程度
鈴鹿中央総合病院	1、2 名程度
永井病院	1、2 名程度
松阪中央総合病院	1、2 名程度
伊勢赤十字病院	1、2 名程度
合計	計 20 名程度

本実習は 1、2 年次とも通年で行うため、実習先の受入可能人数が本専攻の収容定員の上限となる。

以上から、本専攻の収容定員を 20 名、入学定員を 10 名と設定する。

## (2) 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

### ①本学工学部生を対象とした取組

学部段階からヘルスケア分野に関心を持つ学生を本専攻へ円滑に接続することを目的として、以下の取組を行う。

- ・本学工学部内説明会及びガイダンスの定期実施

本学工学部の電子情報工学コース及び情報工学コースの3年次学生を主な対象として、オンライン説明会や研究室単位での小規模説明会を実施し、デジタルヘルスの社会的意義、カリキュラム内容、期待されるキャリアパス等を紹介する。

- ・デジタルヘルス関連研究の紹介

教員や大学院生が学内行事においてデジタルヘルスに関連する研究成果を紹介することにより、学部学生が本専攻における具体的な研究テーマを理解できるようにする。

- ・広報資料の整備

配布用リーフレットを作成し、学内掲示板や工学部ウェブサイト等で情報発信を行う。これらの取組により、学部からの内部進学希望者を安定的に確保できる見込みである。

### ②医療機関等に従事する社会人を対象とした取組

前述の三重県内医療機関を対象としたアンケート結果において、回答した医療機関の約8割が、自機関のスタッフに本専攻への進学を「推奨したい」または「条件が合えば推奨したい」と回答しており、社会人層からの一定の需要が見込まれることが示された。

県内医療機関の医療技術者を主な対象として、次のような取組を行う。

- ・長期履修制度の導入

本学の他専攻と同様に長期履修制度を導入し、社会人学生が業務と両立しながら修学できるよう柔軟な履修計画を支援する。個々の勤務形態に応じて履修期間を延長できる本制度により、無理のない学修環境を整備する。

- ・オンデマンド型を含む講義のオンライン開講による受講場所・時間の柔軟性の確保

オンデマンド型を含む講義のオンライン開講を導入し、社会人学生が自身の就業先からの受講や就業時間外の受講がしやすい体制を整える。

- ・関係医療機関への周知

本学医学部附属病院や県内主要医療機関において説明資料を配布するとともに、本学医学部と関係の深い病院を会員とする三重大学関係病院長会議等の場を活用して本専攻の周知を図る。

これらの取組を通じて、現職医療従事者の学び直しニーズに対応し、社会人学生の安定的な確保を目指す。

### ③その他の学生確保に向けた取組と見込まれる効果

海外の先行事例から、工学系・医療系に限らず幅広い分野の学生や社会人がデジタルヘルス分野に関心を持つ可能性が示されているため、本専攻では以下の取組を行う。

- ・学内外を対象とする説明会の実施・活用

本専攻に関心を持つ学内外の方を対象に説明会を実施する。また、本学の各学部・研究科で実施される本学学生向け進路説明会や学外の方も参加可能な大学院進学希望者向け説明会等の既存の説明会を活用し、幅広い分野からの進学希望者を募集する。

- ・リカレント教育講座との連携

本学では令和7年度リカレント教育講座として「未来を創る医療DX推進講座」を開講しており、受講者に対して本専攻を案内する。(受講登録者数：82名(令和7年11月14日時点))

- ・大学院全体の広報活動や地域連携イベントでの紹介

大学院全体の広報活動や地域イベントにおいて本専攻を紹介し、他大学卒業生や社会人層への認知度を高める。

- ・関連学会での情報発信

デジタルヘルスに関連する学会においてポスターの掲示やリーフレットの配布を実施し、他大学の教員や他大学卒業生、社会人層への認知度向上を図る。

- ・産学官連携活動における情報発信

自治体や企業、医療機関との共同研究や共催講演会等を通じて、本専攻の教育研究内容を社会に発信し、潜在的志願者層の拡大を図る。

これらの取組により、学内外からの多様な志願者の確保と、地域社会におけるデジタルヘルス人材育成の拠点形成が期待される。

### (3) 新設組織で養成する人材の社会的要請及び人材需要の動向

#### ①新設組織で養成する人材の社会的要請

近年、我が国においては医療の高度化や少子高齢化に伴う医療需要の増加、医療従事者の働き方改革などを背景に、医療分野のデジタルトランスフォーメーション（以下「医療 DX」という。）が喫緊の課題となっている。政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針 2022）で医療 DX の推進を重要施策に位置付け、これを受けて厚生労働省は「医療 DX 令和ビジョン 2030」推進チームを設置し、全国医療情報プラットフォームを通じて医療・介護・保健の情報を共有・利活用できる仕組み、AI ホスピタルの推進及び実装、オンライン診療及び PHR（Personal Health Record）の活用など、デジタル技術を基盤とした新たな医療提供体制の構築を進めている。しかしながら、医療 DX の推進に必要な、医療とデジタル技術の双方を理解し、現場の課題を技術的に解決できる専門的人材の確保・育成が依然として課題となっている。

このような背景のもと、本専攻では、医療現場や地域医療機関等が直面する課題を理解し、AI・IoT・データサイエンス等のデジタル技術を活用して課題解決を実践できる「医療 DX 人材」を養成することを目的とする。すなわち、医療者とエンジニアの専門知識を架橋し、デジタル技術を医療現場に安全かつ有効に実装することのできる橋渡し型の高度専門職人材を育成する。

医療 DX を担う人材の不足は全国的な課題であり、現場では、デジタル技術を医療の質向上や業務効率化に結びつけるための専門的人材の育成・確保が求められている。こうした人材には、情報工学、医療情報、データサイエンス（統計解析を含む）、倫理及び制度を横断的に理解し、医療現場の課題を技術的かつ社会的観点から解決に導く能力が必要とされている。

このような複合的スキルの重要性は国際的にも指摘されており、世界保健機関（WHO）の「Global Strategy on Digital Health 2020-2025」では、デジタルヘルスを実装・推進するための人材育成と能力強化が主要な戦略目標の一つとして掲げられている（WHO, 2021）。また、経済協力開発機構（OECD）は「Skills for the Future Health Workforce」において、医療従事者がデジタル技術、データ利活用、倫理的判断を総合的に扱える能力を育成することの重要性を強調している（OECD, 2023）。

特に欧州では、英国、オランダ及びデンマークなどで医療、情報及びデータ科学を統合的に学ぶ修士課程（MDH：Master of Digital Health）が設置されており、2025 年 11 月には国際的な教育連携体制「MDH Alliance」（Master of Digital Health Alliance）の設立を支持する宣言（「Pfarrkirchen Declaration」）が採択された。同アライアンス構想では、国際的に認知可能なデジタルヘルスの能力基盤や教育枠組みの整備、継続的な教育改善の原則などを共有し、将来的な国際協力・教育連携の基盤を形成することが意図されている。

こうした国際的潮流に呼应し、本専攻では、医療情報学、AI 応用、データサイエンス、ヘルスケアマネジメント、医療倫理・法制度等を体系的に学び、PBL（Problem Based Learning）及び現場実践型プロジェクトを通じて応用能力を修得する教育課程を構築する。修了生は、医療機関、自治体、医療関連企業及びヘルステック産業などにおいて、医療データ解

析、情報システム設計・運用、遠隔医療支援及び PHR・AI 医療機器開発など、医療 DX を支える幅広い職域での活躍が見込まれる。

## ②人材需要に関するアンケート調査

本専攻で養成する人材の必要性・需要について調査するため、本学工学部・工学研究科学生の就職実績のある情報関連企業、本学医学部附属病院への納入実績のある医療情報関連企業等へアンケートを実施し、計 22 社から回答を得た。(参考資料 03)

貴社において本専攻で育成する人材は必要だと考えるか、という設問に対し、「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」という肯定的な回答が大半を占めている。(表 10)

また、本専攻を修了した学生を貴社で採用したいか、という設問に対しては、「是非採用したい」「前向きに検討したい」という回答が 8 割に上っている。(表 11)

本専攻の設置に関するご意見・ご感想(自由回答)においても、「医療×IT で活躍いただける学生の方がいましたら積極的に採用をしたい」「ヘルスケア×IT の知識をもつ学生は歓迎いたします」等の回答を得ており、本専攻で養成する人材への需要は十分にあると考えられる。

表 10: 設問 3 「貴社において『デジタルヘルス専攻』で育成する人材(医療現場の抱える課題を理解し、デジタル技術を効果的に導入・活用してソリューションを提案・実践できる人材)は必要だと考えますか」への回答結果

項目	企業数	割合
とても必要だと思う	13	59.1%
ある程度必要だと思う	7	31.8%
どちらとも言えない	0	0.0%
あまり必要だと思わない	2	9.1%
まったく必要だと思わない	0	0.0%

表 11: 設問 5 「『デジタルヘルス専攻』を修了した学生を貴社で採用したいと思われませんか」への回答結果

項目	企業数	割合
是非採用したい	9	40.9%
前向きに検討したい	9	40.9%
わからない	2	9.1%
あまり検討しない	2	9.1%
まったく検討しない	0	0.0%

## 工学部生向けアンケート(集計)

■アンケート対象者：本学工学部総合工学科電気電子工学コース、情報工学コースの2、3年生

■アンケート期間：令和7年4月14日～18日

(参考)

学生数(R7.4.1時点)

電気電子工学		情報工学		合計
2年	3年	2年	3年	
114	122	78	76	390

【設問1】【設問2】

所属コースはどこですか。本アンケート回答時点で何年生ですか。

	電気電子工学		情報工学		合計
	2年	3年	2年	3年	
	102	103	59	55	319
回答率	89.5%	84.4%	75.6%	72.4%	81.8%

【設問3-1】

情報科学のどのような分野に興味がありますか。あてはまる項目をすべて選択してください。(複数回答)

項目	電気電子工学		情報工学		合計
	2年	3年	2年	3年	
ソフトウェア関連	55	57	38	30	180
情報ネットワーク関連	33	41	26	20	120
知能ロボティクス関連	39	40	16	19	114
エンタテインメントおよびゲーム情報学関連	37	21	25	19	102
情報セキュリティ関連	21	30	24	23	98
情報学基礎論関連	22	34	13	11	80
知能情報学関連	21	20	21	15	77
知覚情報処理関連	18	24	20	14	76
ソフトコンピューティング関連	19	25	19	10	73
ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連	14	14	12	20	60
数理情報学関連	14	28	8	3	53
デザイン学関連	14	19	11	8	52
データベース関連	16	15	10	9	50
生命、健康および医療情報学関連	16	10	14	6	46
統計科学関連	9	14	10	9	42

ウェブ情報学およびサービス情報学関連	9	9	12	12	42
高性能計算関連	10	21	6	3	40
認知科学関連	5	14	13	6	38
基盤脳科学関連	10	10	11	6	37
計算科学関連	10	13	7	3	33
その他	8	7		1	16
学習支援システム関連	5	3	4	2	14

### 【設問3-2】

工学以外に、どのような分野に興味がありますか。(複数回答)

項目	電気電子工学		情報工学		合計
	2年	3年	2年	3年	
経済・経営・金融	39	47	30	21	137
医療・福祉(医学、看護、介護、リハビリテーション、医用工学など)	30	43	22	20	115
農業(農業、農業工学、畜産、森林科学、水産学など)	31	23	13	9	76
法律・政治	16	17	16	6	55
人文科学(哲学、歴史、文学、文化人類学など)	12	12	18	11	53
教育(学校教育など)	22	9	10	7	48
その他	11	11	7	10	39

### 【設問4-1】

卒業後の進路をどのように考えていますか。

項目	電気電子工学		情報工学		合計	割合
	2年	3年	2年	3年		
大学院(博士前期課程/修士課程)に進学	54	62	30	31	177	55.5%
就職	16	20	9	9	54	16.9%
わからない・現時点ではイメージがわからない	30	21	20	15	86	27.0%
その他	2	0	0	0	2	0.6%

【設問4-2】

卒業後(大学院に進学した場合は大学院修了後)はどのような産業種に就職を希望していますか。  
 あてはまる項目をすべて選択してください。(複数回答)

項目	電気電子工学		情報工学		合計
	2年	3年	2年	3年	
製造業(電機情報機器)	74	72	27	25	198
製造業(精密機器)	44	41	17	16	118
製造業(機械器具)	34	44	7	6	91
製造業(重工業)	22	29	6	3	60
電機・ガス業	29	19	6	3	57
運輸・情報通信業	12	7	22	15	56
学術研究、専門・技術サービス業	12	6	19	18	55
公務	12	3	15	4	34
その他(他に分類されないもの)	7	7	6	6	26
生活関連サービス、娯楽業	5	3	9	8	25
医療、福祉	5	7	9	3	24
製造業(その他)	7	5	5	2	19
金融業・保険業	1	6	9	3	19
製造業(食品・薬品)	7	5	5	0	17
製造業(化学工業)	5	8	3	0	16
教育、学習支援業	6	3	5	1	15
製造業(繊維)	4	3	2	0	9
建設業	2	3	4	0	9
卸売・小売業	4	2	2	0	8
不動産業・物品賃貸業	1	1	2	3	7
宿泊業、飲食サービス業	2	0	4	0	6
農林水産業	1	1	2	0	4

**【設問5-1】**

アンケート冒頭の説明資料を確認した上で、新設を計画している「デジタルヘルス専攻」の教育内容に興味がありますか。あてはまる項目を一つ選択してください。

項目	電気電子工学		情報工学		合計	割合
	2年	3年	2年	3年		
興味がある。	15	29	9	4	57	17.9%
どちらかといえば興味がある。	41	26	27	27	121	37.9%
どちらかといえば興味がない。	24	29	10	9	72	22.6%
興味がない。	11	6	6	7	30	9.4%
わからない。	11	13	8	7	39	12.2%

**【設問5-2】**

【設問5-1】での回答について、そのように考えた理由を教えてください。(任意回答)

※回答は別紙1に記載

**【設問6-1】**

「デジタルヘルス専攻」を新設した場合、進学を希望しますか。

項目	電気電子工学		情報工学		合計	割合
	2年	3年	2年	3年		
進学したいと思う	8	10	5	1	24	7.5%
どちらかといえば進学したいと思う	11	29	11	15	66	20.7%
どちらかといえば進学したいと思わない	32	22	17	10	81	25.4%
進学したいと思わない	20	15	13	11	59	18.5%
わからない	31	27	13	18	89	27.9%

**【設問6-2】**

【設問6-1】での回答について、そのように考えた理由を教えてください。(任意回答)

※回答は別紙2に記載

## 別紙1

### 【設問5-2】

「【設問5-1】新設を計画している「デジタルヘルス専攻」の教育内容に興味がありますか」の回答において、そのように考えた理由

#### 【興味がある】

医学と工学を結びつける学問は興味深いし、今の社会に必要なものをつくることができると思うから。  
情報工学を医学、健康を活用する分野を研究したいと考えているから  
ここから先高齢化が進むにつれて医療が大事になってくると感じたから。  
将来的には必ず必要であり、それを専攻することで医療系に関する機器の開発が促進されると思ったから  
より実践的、実用的に学べるから  
医学分野に対し、工学部でも貢献できるという道が大学院で示されるのは興味深いと思ったから  
電気電子におけるハードウェア的な側面とソフトウェア的な側面の双方を活かすことができる分野であり、技術活用の範囲が広がり選択肢が多くなるから  
デジタルヘルスという工学と医学2つの側面をもつ学科がある大学は珍しいと思うから  
もともと医学に興味があり、工学との融合のような分野でとても興味があるから。  
医療機器の開発に携わりたいと思っているから。  
医療分野にも興味があるため  
人体工学に興味がある  
もともと医学にも興味があったから  
医学系の職業に興味があるため。  
生命工学に興味は元々あったから。  
自分が医学の分野に進みたいと考えているから  
何をすることが思いつかないから。  
面白そう

#### 【どちらかといえば興味がある】

工学を医療に役立てるのが興味深いと感じた  
医学と工学の関わりが少し面白かったから  
大学受験の時に、医工学について興味があり学校を調べたが、専攻している大学が少なく断念したから  
様々な分野なら活かそうだから。  
機械は人に利用されることが重要なので、人に使ってもらい、使いやすくするためにはどうすれば良いかはとても大事な観点だと思う。その点で医療という分野は、幅広い人間がいて行動一つ一つが重大な意味を持つ分野であり、医療分野での考え方は、あらゆる人が使える物を作るのに役立つと考えたため。  
これから必要とされる分野であるから。  
医療の充実は必要だと感じるため。  
医療系サービスを開発してみたいから。  
医療に興味があるから  
医療製品に興味があるから  
情報工学コースに入学を決めるまでは医療関係の学部にも興味があったから。  
医学部に入りたかったが工学部に入ってしまったから  
工学系から医学系へ移れるため。  
研究内容が自分の興味があるものだったから  
今興味があるのが川中教授の研究室で少し似ているため  
データサイエンスに興味があるから  
情報がどう扱われるのか気になった  
おもしろそうだから

### 【どちらかといえば興味がない】

医療関係に対してあまり興味を持てなかったから  
医学系の知識がほとんどないためあまりどのようなものが理解できていないから  
医療に対する知見がほとんどないので。  
医学への関心があまりないから。  
医学系に興味がないから  
医学は大変というイメージがあるから  
医学関連にあまり興味がないため  
医療についてあまり関心がないから。  
医療現場においての課題で、どういったものがあるかの実感ができていないから  
医療に興味がない、イメージがつかない  
画像解析にはあまり興味が無いから。  
電気電子の制御やエネルギーシステムといったことをやりたいため  
どの分野に行きたいか定まっていない  
全く知らない

### 【興味がない】

医学医療に今のところ興味がないため  
医療系に興味が無いから  
医学分野全般が苦手だから  
ヘルスに興味がないから  
医療現場においてデジタルの観点から様々な問題が生じていることは承知しているが、それらと私が希望している職種の繋がりが現時点では見出せないから。  
電気主任技術者の資格を取るために、このコースに入ったから。  
あまり興味ないため  
そこまで魅力的に思わない。  
資料を見ても何をしたいのかが具体的に見えてこない

### 【わからない】

必要な人材の育成に重要だとは思いますが、自分の進路としては考えていない  
求めている未来とかけ離れているため  
身近なものではなくあまりイメージがわからないから  
何をするのが名前だけではいまいち分からないから。  
あまり知らない  
知らない

## 別紙2

### 【設問6-2】

「【設問6-1】「デジタルヘルス専攻」を新設した場合、進学を希望しますか」の回答において、そのように考えた理由

#### 【進学したい】

自分が医学の分野に進みたいと考えているから  
医学部じゃないけど医療に携われるような内容だから  
医学に通ずるインターフェースに興味を持って進学してきたから。  
医学系に進んでみたい。  
最先端の工学を学びたいから  
自分に合っていると感じたから  
自分の行きたい進路と近いから  
とても興味があるから。  
就職活動で有利になると思ったから。

#### 【どちらかといえば進学したいと思う】

医療に対して興味あるため  
学んだ内容の、応用が効きやすそうだから。  
他の研究室と比較してから考える必要はあるけれど、面白そうだから。  
ちょっと興味があるから

#### 【どちらかといえば進学したいと思わない】

医学関連にあまり興味がないため  
医療についてあまり関心がないから  
デジタルヘルスに対する理解が足りていないし、現時点でさほど興味もないから  
今までまったく医療に触れてこなかったのに病院実習などいきなり馴染めるのか不安  
医学は大変だと思うから  
進学するほどの興味はない  
興味が無いから  
興味があまりないから  
他大学の大学院への進学を考えているから。  
ヒューマンインターフェースに興味があるから  
なんとなく進学したい場所が決まっているから  
他にもっと興味のあることがあると思うから  
特にやりたい職業が無さそうだから  
工学以外の医学的な知識がどれほど必要か分からないから  
就職面が分からないので不安  
学士卒業後就職を考えているから

### 【進学したいと思わない】

情報が絡んでいても医学に興味がないから。  
医療に対する知見がないので。  
専攻がピンポイントすぎて就職を考えると選択肢が少ないところに行く意味が見出せない。また、医学、工学両方が中途半端な人材になりそう。  
電機システムの研究室に行きたいから。  
他にやりたいことが決まっているから。  
将来やりたいことがあることや、医療の現場に関わることは精神的にキツそうだから。  
自分の興味ある分野ではないため  
したくないから

### 【わからない】

現時点ではあまり医学系に興味が無いため。  
医学的知識を得られるか分からないから  
今は、電気電子に入学して違う別の分野に興味があるから。  
他にも興味がある分野があるため  
まだデジタルヘルスについて深く知らないから。  
少し全貌が読めないから  
最初で分からないことが多すぎる  
まだ具体的に何がしたいか分かってないから  
もう少し調べたい。  
将来のイメージがわからないから  
自分の進路について考える余裕がない  
大学院に行く経済状況では無いから  
知らない

# デジタルヘルス専攻 学生確保の見通し

## 1) 学生アンケート結果による推計

### 【集計の見方】

「デジタルヘルス専攻への進学希望の有無」及び「卒業後の進路」の設問において、それぞれの選択肢を選んだ回答者の数

「卒業後の進路」を「進学」と回答した学生は100%大学院へ進学すると仮定。「わからない」と回答した学生は、各コースの平均進学率(R4~R6)と同程度は大学院へ進学すると仮定。

デジタルヘルス専攻へ「進学したい」と回答した学生の9割、「どちらかといえば進学したい」と回答した学生の5割が実際に志願すると仮定。(割合は、工学研究科教員への聞き取り調査より設定)

デジタルヘルス専攻への進学希望の有無			卒業後の進路				志願者数(推計)
コース	進学希望の有無	卒業後の進路	回答者数 A	A×係数=A'	進学率 B	志願割合 C	A'×B×C
電気電気工学コース	進学したい	進学	5	6	100%	90%	5
		わからない	2	2	65.5%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	20	24	100%	50%	12
		わからない	7	8	65.5%	50%	3
情報工学コース	進学したい	進学	0	0	100%	90%	0
		わからない	0	0	56.7%	90%	0
	どちらかといえば進学したい	進学	9	12	100%	50%	6
		わからない	4	6	56.7%	50%	2

各コースの在籍者全員が回答した場合への補正

(係数計算)

	係数 (在籍学生数/回答者数)		係数 (在籍学生数/回答者数)
電気電気工学コース(3年生)	1.18	情報工学コース(3年生)	1.38
(2年生)	1.12	(2年生)	1.32

## デジタルヘルス専攻 学生確保の見通し

< 3 年生：令和9年度に大学院進学 >

志願者数 **29**

		デジタルヘルス専攻への進学希望の有無					志願者数(推計)
	卒業後の進路	回答者数 A	A×係数=A'	進学率 B	志願割合 C	A'×B×C	
電気電気工学コース	進学したい	進学	5	6	100%	90%	5
		わからない	2	2	65.5%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	20	24	100%	50%	12
		わからない	7	8	65.5%	50%	3
情報工学コース	進学したい	進学	0	0	100%	90%	0
		わからない	0	0	56.7%	90%	0
	どちらかといえば進学したい	進学	9	12	100%	50%	6
		わからない	4	6	56.7%	50%	2

< 2 年生：令和10年度に大学院進学 >

志願者数 **22**

		デジタルヘルス専攻への進学希望の有無					志願者数(推計)
	卒業後の進路	回答者数 A	A×係数=A'	進学率 B	志願割合 C	A'×B×C	
電気電気工学コース	進学したい	進学	5	6	100%	90%	5
		わからない	1	1	65.5%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	7	8	100%	50%	4
		わからない	2	2	65.5%	50%	1
情報工学コース	進学したい	進学	3	4	100%	90%	4
		わからない	2	3	56.7%	90%	1
	どちらかといえば進学したい	進学	7	9	100%	50%	5
		わからない	2	3	56.7%	50%	1

## 医療機関向けアンケート(集計)

■アンケート対象者：県内医療機関(35機関)における病院長

■アンケート期間：令和7年5月26日～6月4日

(参考)

依頼機関数	35
回答機関数	28
回答率	80.0%

### 【設問1】

貴機関の概要についてお聞かせください。

■所在地

項目	機関数	割合
津市内	7	25.0%
北勢	12	42.9%
中勢伊賀(津市以外)	3	10.7%
南勢志摩	5	17.9%
東紀州	1	3.6%

■診療放射線技師数

項目	機関数	割合
0人	0	0.0%
1人～3人	1	3.6%
4人～6人	5	17.9%
7～9人	3	10.7%
10人～15人	9	32.1%
16人以上	10	35.7%

■臨床検査技師数

項目	機関数	割合
0人	1	3.6%
1人～3人	1	3.6%
4人～6人	3	10.7%
7～9人	2	7.1%
10人～15人	8	28.6%
16人以上	13	46.4%

■臨床工学技士数

項目	機関数	割合
0人	4	14.3%
1人～3人	3	10.7%
4人～6人	4	14.3%
7～9人	3	10.7%
10人～15人	9	32.1%
16人以上	5	17.9%

【設問2】

地域における医療DX人材の需要をどのように評価されますか。

項目	機関数	割合
非常に高い	11	39.3%
やや高い	12	42.9%
普通	3	10.7%
やや低い	2	7.1%
非常に低い	0	0.0%

**【設問3】**

貴機関では、医療DX推進において人材不足をどの程度感じていますか。

項目	機関数	割合
深刻な人材不足	5	17.9%
やや人材不足	18	64.3%
どちらとも言えない	5	17.9%
あまり感じない	0	0.0%
まったく感じない	0	0.0%

**【設問4】**

貴機関において、「デジタルヘルス専攻」で育成する人材(医療現場の抱える課題を理解し、デジタル技術を効果的に導入・活用してソリューションを提案・実践できる人材)は必要だと考えますか。

項目	機関数	割合
とても必要だと思う	14	50.0%
ある程度必要だと思う	13	46.4%
どちらともいえない	1	3.6%
あまり必要だと思わない	0	0.0%
まったく必要だと思わない	0	0.0%

**【設問5-1】**

「デジタルヘルス専攻」では、講義の昼夜開講制度を設けるほか、自身の所属する医療機関を実習場所とするなど、医療技術者が働きながら修学できる環境を整えることを予定しています。医療DXの推進に必要なスキルアップのため、貴機関のスタッフに「デジタルヘルス専攻」への進学を推奨したいと思いませんか。

項目	機関数	割合
推奨したい	2	7.1%
条件が合えば推奨したい	22	78.6%
推奨しない	4	14.3%

**【設問5-2】**

(【設問5-1】で「1. 推奨したい」と回答された場合、)今後4年間で進学を推奨したいスタッフの数(累計)を教えてください。

項目	機関数	割合
1人	0	0.0%
2人	2	7.1%
3人以上	0	0.0%

**【設問5-3】**

(【設問5-1】で「2. 条件が合えば推奨したい」と回答された場合、)どのような条件が合えば推奨したいですか。(複数回答)

項目	機関数	割合
講義の昼夜開講	10	35.7%
オンデマンド型を含む講義のオンライン受講	20	71.4%
計画的に就学期間を延長する長期履修制度	6	21.4%
入試における社会人特別選抜の実施	2	7.1%
その他	1	3.6%

**【設問5-4】**

(【設問5-1】で「3. 推奨しない」と回答された場合、)推奨できない理由はなんですか。(複数回答)

項目	機関数	割合
業務の調整が困難	3	10.7%
自機関の業務に活かせる教育内容かどうかわからない	3	10.7%
フレックス勤務など修学のための制度が整備できていない	2	7.1%
学位の取得による昇給などの制度が整備できていない	1	3.6%
必要性を感じない	0	0.0%
その他	0	0.0%

**【設問6】**

貴機関のスタッフが大学院に進学する場合、授業料等の支援制度はありますか。

項目	機関数	割合
支援制度がある	6	21.4%
支援制度はない	22	78.6%

**【設問7】**

「デジタルヘルス専攻」の設置について、ご意見・ご感想をお聞かせください。(任意回答)

※回答は別紙に記載

## 2) 医療機関向けアンケート結果による推計

デジタルヘルス専攻への 進学推奨の有無	4年間で推奨したい スタッフ数 A	回答機関数 B	4年間の 志願者数(推計) $A \times B = C$	1年間の 志願者数(推計) $C \div 4$
推奨したい	1人	0	0	0
	2人	2	4	<b>1</b>
	3人以上	0	0	0

デジタルヘルス専攻への 進学推奨の有無	どのような条件が合えば 推奨したいか(複数回答)	回答機関数 A	条件が合った場合 ※ の 4年間の推奨スタッフ数 (仮定) B	1年間の 志願者数(推計) $(A \times B) \div 4$	1年間の志願者数 (推計)(平均)
条件が合えば推奨したい	オンデマンド型を含む講義の オンライン受講	20	1	5.0	<b>2.4</b>
	講義の昼夜開講	10	1	2.5	
	計画的に就学期間を延長する 長期履修制度	6	1	1.5	
	入試における社会人特別選抜 の実施	2	1	0.5	

※ 本専攻では、「どのような条件が合えば推奨したいか」という設問で提示した条件を全て満たす予定

■医療機関からの年間志願者数 **1名 + 2.4名 ÷ 3名**

## 企業向けアンケート(集計)

■アンケート企業：工学部・工学研究科学生の就職実績のある情報関連企業  
 医学部附属病院への納入実績のある医療情報関連企業等

■アンケート期間：令和7年5月23日～6月2日

### (参考)

依頼企業数	83
回答企業数	22
回答率	26.5%

### 【設問1】

貴社の概要をお聞かせください。

#### ■本社所在地

項目	企業数	割合
三重県	2	9.1%
愛知県	3	13.6%
東京都	11	50.0%
その他	6	27.3%

#### ■三重県内における支社・営業所の有無

項目	企業数	割合
有り	5	22.7%
無し	17	77.3%

#### ■従業員数

項目	企業数	割合
50人未満	5	22.7%
50人～100人未満	0	0.0%
100人～500人未満	5	22.7%
500人～1,000人未満	3	13.6%
1,000人～2,000人未満	5	22.7%
2,000人～5,000人未満	1	4.5%
5,000人以上	3	13.6%

■業種

項目	企業数	割合
情報通信業(情報サービス業)	11	50.0%
製造業(医療用機械器具・医療用品製造業)	5	22.7%
製造業(医薬品製造業)	1	4.5%
卸売業(医療用機械器具・医療用品)	2	9.1%
卸売業(その他)	1	4.5%
情報通信業(その他)	1	4.5%
その他	1	4.5%
製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業)	0	0.0%
製造業(電子計算機・同附属装置製造業)	0	0.0%
製造業(その他)	0	0.0%
卸売業(医薬品)	0	0.0%
卸売業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具)	0	0.0%
卸売業(電子計算機・同附属装置)	0	0.0%
卸売業(情報通信)	0	0.0%

【設問2】

過去3か年の正社員採用数(平均)について、あてはまる選択肢を1つお選びください。

■学士課程卒

項目	企業数	割合
1～5名	5	22.7%
6～10名	3	13.6%
11～30名	6	27.3%
31～50名	2	9.1%
51名以上	3	13.6%
採用なし	3	13.6%

■ 修士課程卒

項目	企業数	割合
1～5名	10	45.5%
6～10名	4	18.2%
11～30名	2	9.1%
31～50名	1	4.5%
51名以上	2	9.1%
採用なし	3	13.6%

■ 博士課程卒

項目	企業数	割合
1～5名	8	36.4%
6～10名	0	0.0%
11～30名	1	4.5%
31～50名	0	0.0%
51名以上	0	0.0%
採用なし	13	59.1%

【設問3】

貴社において、「デジタルヘルス専攻」で育成する人材(医療現場の抱える課題を理解し、デジタル技術を効果的に導入・活用してソリューションを提案・実践できる人材)は必要だと考えますか。

項目	企業数	割合
とても必要だと思う	13	59.1%
ある程度必要だと思う	7	31.8%
どちらとも言えない	0	0.0%
あまり必要だと思わない	2	9.1%
まったく必要だと思わない	0	0.0%

**【設問4】**

います。本専攻で養成することを期待するスキルを選択してください。(複数回答)

項目	企業数	割合
データ管理、データ分析、分析レポート作成	17	77.3%
チームワークと多職種協働	15	68.2%
課題解決力と批判的思考力	14	63.6%
機械学習・人工知能に関する技術的専門知識	13	59.1%
ヘルスIT製品の知識と習熟度	13	59.1%
情報セキュリティ	12	54.5%
システム間のデータ連携	12	54.5%
AIの導入と運用	11	50.0%
医学用語の理解	9	40.9%
医療情報に関する倫理的及び法的規制の知識	9	40.9%
プレゼンテーション能力	8	36.4%
プロジェクトマネジメント能力	7	31.8%
データフローの理解	7	31.8%
リーダーシップ	6	27.3%
その他	0	0.0%

**【設問5】**

「デジタルヘルス専攻」を修了した学生を貴社で採用したいと思われませんか。

項目	企業数	割合
是非採用したい	9	40.9%
前向きに検討したい	9	40.9%
わからない	2	9.1%
あまり検討しない	2	9.1%
まったく検討しない	0	0.0%

**【設問6】**

「デジタルヘルス専攻」の設置について、ご意見・ご感想をお聞かせください。(任意回答)  
※回答は別紙に記載

## 別紙

### 【設問6】

「デジタルヘルス専攻」の設置について、ご意見・ご感想をお聞かせください。

AIによりIT産業も変革期のためAIを使いこなさせる人材が望ましい。医師・薬剤師と対等に話せるコミュニケーション能力が欲しい。修士・博士の採用に期待したい。

予防医療の推進、医療の効率化・質の向上など、課題の多い医療業界に専門的な人材を育成するのはとても重要だと思います。期待しています。

医療×ITで活躍いただける学生の方がいましたら積極的に採用をしたいと思います。

この領域において先導されており、素晴らしい取り組みかと存じます。協力できることがございましたらお申し付けいただければと存じます。

当社は電子カルテや医事会計システムの開発・提案・導入・保守を行う企業ですので、医療機関のDXやデジタル化を牽引する企業となります。ヘルスケア×ITの知識をもつ学生は歓迎いたします。

地域の機能分担会社である弊社では、そのスキルを生かす場がありませんが、デジタル化による医療現場の課題解決については大きな可能性を感じます。

製品(ソフトウェア)貸与や特別授業の提供、インターンの受け入れ等ご相談可能です。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	イトウ マサアキ 伊藤 正明 <令和3年4月>		医学博士		三重大学 学長 (令和3.4~令和9.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等													
(医学系研究科デジタルヘルス専攻)													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
1	専	教授	コトノミチ 近藤 峰生 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		知的財産・研究インテグ レイ・ELSI デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・前 1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 4 4	1 1 1 1	1	三重大学大学院医学系研究科 教授 (平成23年8月)	5日
2	専	教授	ナルマ ミツナ 成島 三長 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		医療従事者から学ぶ医療現場の 課題 デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・後 1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 4 4	1 1 1 1	1	三重大学大学院医学系研究科 教授 (平成29年4月)	5日
3	専	教授	カガチ コウジ 河口 浩介 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		医療従事者から学ぶ医療現場の 課題 デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・後 1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 4 4	1 1 1 1	1	三重大学医学部附属病院 教授 (令和6年1月)	5日
4	専	教授	オカワ シンガ 奥川 喜永 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 4 4	1 1 1 1	1	三重大学医学部附属病院 教授 (令和3年7月)	5日
5	専	教授	カガチ コウジ 川口 晃司 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 4 4	1 1 1 1	1	三重大学医学部附属病院 教授 (令和7年4月)	5日
6	専	教授	キタガワ カキ 北川 覚也 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		デジタルヘルス概論 デジタルヘルスと医療・社会シ ステム 製品開発戦略とプロダクトマネ ジメント デジタルヘルスビジネス戦略 事業計画演習 デジタルヘルス実践実習Ⅰ デジタルヘルス実践実習Ⅱ デジタルヘルス特別研究Ⅰ デジタルヘルス特別研究Ⅱ	1・前 1・後 2・前 2・前 2・後 1・通年 2・通年 1・通年 2・通年	2 2 2 2 2 2 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1	1	三重大学研究基盤推進機構 教授 (令和7年10月)	5日

7	専	教授	タマル サトシ 田丸 智巳 <令和9年4月>		博士（医学）		ヘルスケアインテリジェンス演習 知的財産・研究インテグリティ・ELSI	1・前 1・前	2 2	1 1	三重大学医学部附属病院 教授 (平成31年4月)	5日
8	専	准教授	フロリアン ミハレク Florian Michallek <令和9年4月>		博士（医学）		デジタルインテリジェンス特論 デジタルヘルスソリューション演習	1・前 1・後	2 2	1 1	三重大学大学院医学系研究科 寄附講座准教授 (令和6年4月)	5日
9	専	講師	フシワラ ナオト 藤原 直人 <令和9年4月>		博士（医学）		医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後	2	1	三重大学医学部附属病院 講師 (令和7年10月)	5日
10	専	講師	フジイ タケヒロ 藤井 武宏 <令和9年4月>		博士（医学）		ヘルスケアインテリジェンス演習 医療従事者から学ぶ医療現場の課題 病院情報システム	1・前 1・後 1・前	2 2 2	1 1 1	三重大学医学部附属病院 講師 (令和3年3月)	5日
11	専	助教	イケノヤマ ヨウヘイ 池之山 洋平 <令和9年4月>		博士（医学）		医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後	2	1	三重大学医学部附属病院 助教 (令和5年7月)	5日
12	専	助教	マキ ヒロアキ 牧 浩昭 <令和9年4月>		短期大学卒		デジタルヘルス概論	1・前	2	1	三重大学大学院医学系研究科 寄附講座助教 (令和3年4月)	5日
13	専	助教	スギタニ ヨウスケ 杉谷 侑亮 <令和9年4月>		修士（工学）		ヘルスケアインテリジェンス演習 製品開発戦略とプロダクトマネジメント	1・前 2・前	2 2	1 1	三重大学研究基盤推進機構 助教 (令和7年10月)	5日
14	その他	教授	タナベ マサキ 田辺 正樹 <令和9年4月>		博士（医学）		ヘルスケアインテリジェンス演習	1・前	2	1	三重大学みえの未来図共創機構 教授 (令和6年4月)	
15	その他	教授	マサキ マサヒロ 榎屋 正浩 <令和9年4月>		博士（医学）		医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後	2	1	三重大学大学院医学系研究科 教授 (令和2年4月)	
16	その他	教授	モモサキ リョウ 百崎 良 <令和9年4月>		博士（医学）		医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後	2	1	三重大学医学部附属病院 教授 (令和2年3月)	

17	その他	教授	クラ イチ 俵 功 <令和9年4月>		博士 (医学)		臨床医学概論 (デジタルヘルス)	1・後	2	1	三重大学大学院医学系研究科 教授 (令和2年7月)
18	その他	教授	バンドウ ヤス 坂東 泰子 <令和9年4月>		博士 (医学)		デジタルヘルスと医療・社会システム	1・後	2	1	三重大学大学院医学系研究科 教授 (令和5年4月)
19	その他	教授	カワカ ヒロハル 川中 普晴 <令和9年4月>		博士 (工学)		統計・機械学習基礎論 デジタルヘルスソリューション 演習 情報セキュリティ特論 国際医療情報規格と相互運用性 デジタルヘルスビジネス戦略	1・前 1・後 2・前 1・後 2・前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 (平成18年4月)
20	その他	教授	ユタ エミ 湯田 恵美 <令和9年4月>		博士 (工学)		ウェアラブル・IoTシステム特論	1・後	2	1	三重大学研究基盤推進機構 教授 (令和6年11月)
21	その他	教授	アキ マサ 青木 雅生 <令和9年4月>		博士 (経営学)		製品開発戦略とプロダクトマネジメント デジタルヘルスビジネス戦略	2・前 2・前	2 2	1 1	三重大学教育推進・学生支援機構 教授 (令和6年4月)
22	その他	准教授	ミタ ケント 盛田 健人 <令和9年4月>		博士 (工学)		デジタルインテリジェンス特論 デジタルヘルスソリューション 演習	1・前 1・後	2 2	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平成31年4月)
23	その他	准教授	カウ ミキト 狩野 幹人 <令和9年4月>		博士 (学術)		知的財産・研究インテグリティ・ELSI	1・前	2	1	三重大学研究・社会連携統括本部 准教授 (令和6年4月)
24	その他	講師	イモト ショウタロウ 岩本 彰太郎 <令和9年4月>		博士 (医学)		医療従事者から学ぶ医療現場の課題	1・後	2	1	みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック院長 (令和5年8月)
25	その他	助教	ミツシ イロウ 三橋 一郎 <令和9年4月>		博士 (工学)		知的財産・研究インテグリティ・ELSI	1・前	2	1	三重大学研究・社会連携統括本部 助教 (令和6年4月)
26	その他	助教	キジマ タミ 北島 巧海 <令和9年4月>		博士 (医学)		統計・機械学習基礎論	1・前	2	1	三重大学工学研究科 助教 (令和6年10月)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	5人	1人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	3人	6人	1人	人	人	11人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。